

条 例 議 案 の 概 要

－平成28年3月定例会－

目 次

議案第 17 号 盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について	1
議案第 18 号 盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例について	3
議案第 19 号 盛岡市行政不服審査条例について	5
議案第 20 号 盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	7
議案第 21 号 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 22 号 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	18
議案第 23 号 盛岡市職員の退職管理に関する条例について	20
議案第 24 号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	21
議案第 25 号 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	69
議案第 26 号 盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	72
議案第 27 号 盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	78
議案第 28 号 盛岡市子ども未来基金条例について	81
議案第 29 号 盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について	82
議案第 30 号 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について	87
議案第 31 号 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	88
議案第 32 号 盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例について	90
議案第 33 号 盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例について	92
議案第 34 号 盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について	94
議案第 35 号 盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について	95
議案第 36 号 盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例について	98
議案第 37 号 盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	99
議案第 38 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	101
議案第 39 号 盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	104
議案第 40 号 盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	106
議案第 41 号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	108
議案第 42 号 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	110

議案第 17 号

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

民生委員の任期が平成28年11月30日に満了するに当たり、世帯数が多い担当地区の分割及び複数の町内会、自治会等で構成される担当地区の解消を行うことにより、民生委員が活動しやすい環境を整備し、地域福祉の向上を図るため、民生委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

民生委員の定数を 574人から 591人に改める。

3 施行期日

平成28年12月 1 日

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号 <u>改正</u> <u>平成28年3月一日条例第1号</u></p> <p>盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を<u>591人</u>とする。</p> <p>附 則 略 附 則（平成28年条例第1号） この条例は、平成28年12月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号</p> <p>盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を<u>574人</u>とする。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 18 号

盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）第17条の規定による建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正により、条例への委任事項に建築審査会の委員の任期が追加されることから、当該任期を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行うこととする。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市建築審査会条例 昭和48年3月29日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市建築審査会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、盛岡市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の死後期間とする。</p> <p>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会長は、会議の議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>○盛岡市建築審査会条例 昭和48年3月29日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市建築審査会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、盛岡市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会長は、会議の議長となる。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略 附 則 (平成28年条例第 1号) <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 略</p>

議案第 19 号

盛岡市行政不服審査条例について

1 制定の趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 弁明書の添付書類（第2条関係）

処分庁が盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）の規定に基づく調書等の書面を保有する場合には、処分についての審査請求に対する弁明書に当該書面を添付するものとする。

(2) 審査請求人等による書面の閲覧等

ア 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、審理手続が終結するまでの間、審理員又は審査庁に対し、(1)の書面の閲覧又は当該書面の写し等の交付を求めることができる。（第3条第1項関係）

イ 審理員又は審査会は、閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書面を提出した者の意見を聴かなければならない。（第3条第2項関係）

ウ 書面の写し等の交付を受ける審査請求人等は、手数料を納付しなければならない。（第3条第4項関係）

(3) 手数料

ア (2) ウの手数料及び審査請求人等が法の規定に基づき弁明書に添付した書面等の写し等の交付を受ける際に納付する手数料（他の法令において法の規定を準用する場合の手数料を含む。）の額は、次に定める額とする。

(7) 書面等を複写機により用紙の片面又は両面に複写したもの（日本工業規格A列3版以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。）を交付する場合 用紙の片面1枚につき10円（第4条第1項第1号関係）

(1) 電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に出力したもの（日本工業規格A列3版以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。）を交付する場合 用紙の片面1枚につき10円（第4条第1項第2号関係）

(ウ) (7) 及び(1)以外の場合 実費の範囲内で規則で定める額（第4条第1項第3号関係）

イ 手数料は、書面の写し等を交付する際に徴収する。（第4条第2項関係）

ウ 審理員又は審査会は、書面の写し等の交付を受ける審査請求人等に経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。（第5条第1項関係）

(4) 盛岡市行政不服審査会の設置

ア 盛岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。（第7条第1項関係）

イ 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（第7条第2項
関係）

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様
とする。（第7条第4項関係）

エ 審査会は、市長が招集する。（第9条第1項関係）

(5) 罰則（第15条関係）

(4) ウに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 20 号

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に伴い、行政文書の開示の決定等及び個人情報の開示の決定等に係る審査請求について審理員の指名を行わないこととするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）の一部改正

ア 行政文書の開示の決定等に係る審査請求について、審理員の指名をしなければならない法の規定を適用しないこととする。（第19条の2関係）

イ 盛岡市情報公開審査会に諮詢しなければならない場合に、行政文書の開示の請求に係る不作為についての審査請求があったときを加える。（第20条第1項関係）

ウ 盛岡市情報公開審査会は、審査請求人等が提出した主張書面等の写しを、当該主張書面等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。（第31条第1項関係）

エ 盛岡市情報公開審査会は、ウによる送付をし、又は主張書面等の閲覧をさせようとするときは、当該主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないものとする。（第31条第3項関係）

(2) 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の一部改正

ア 個人情報の開示の決定等に係る審査請求について、審理員の指名をしなければならない法の規定を適用しないこととする。（第39条の2関係）

イ 盛岡市個人情報保護審査会に諮詢しなければならない場合に、個人情報の開示の請求等に係る不作為についての審査請求があったときを加える。（第40条第1項関係）

ウ 盛岡市個人情報保護審査会は、審査請求人等が提出した主張書面等の写しを、当該主張書面等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。（第51条第1項関係）

エ 盛岡市個人情報保護審査会は、ウによる送付をし、又は主張書面等の閲覧をさせようとするときは、当該主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないものとする。（第51条第3項関係）

3 施行期日

平成28年4月1日

【第1条】盛岡市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市情報公開条例 平成12年12月26日条例第51号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市情報公開条例 平成12年12月26日条例第51号 改正 略
盛岡市情報公開条例 盛岡市公文書公開条例（昭和63年条例第35号）の全部を改正する。 目次	盛岡市情報公開条例 盛岡市公文書公開条例（昭和63年条例第35号）の全部を改正する。 目次
第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 行政文書の開示（第5条～第19条） 第3章 審査請求（第19条の2～第22条） 第4章 審査会（第23条～第35条） 第5章 雜則（第36条～第41条） 附則 第1章 総則 第1条 略 （定義） 第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第31条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの (2) 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選舉管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。	第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 行政文書の開示（第5条～第19条） 第3章 不服申立て等（第20条～第22条） 第4章 審査会（第23条～第35条） 第5章 雜則（第36条～第41条） 附則 第1章 総則 第1条 略 （定義） 第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの (2) 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選舉管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。

改正後	改正前
会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。 第3条から第19条まで 略 第3章 審査請求 （審理員の指名等の適用除外） 第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 （審査会への諮問等） 第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求 があったときは、当該審査請求に対する裁決_____をすべき実施機関は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、遅滞なく、盛岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。	会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。 第3条から第19条まで 略 第3章 不服申立て等 （審査会への諮問等） 第20条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、遅滞なく、盛岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。 (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。 (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）
2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えなければならない。 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決_____をしなけれ	2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てについての裁決又は決定をしなけれ

改正後	改正前
ばならない。 (諮問をした旨の通知) 21条 諒問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。） (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) 第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	ばならない。 (諮問をした旨の通知) 第21条 諒問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 不服申立人及び参加人 (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。） (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定 (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
第4章 審査会 (設置等)	第4章 審査会 (設置等)
23条 第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。	第23条 第20条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。
2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度に関し実施機関に意見を述べることができる。 (組織)	2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度に関し実施機関に意見を述べることができる。 (組織)
第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有す	第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有す

改正後	改正前
る者のうちから市長が委嘱する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (会長)	る者のうちから市長が委嘱する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (会長)
第25条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)	第25条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
第26条 審査会は、会長が招集する。 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (審査会の調査権限)	第26条 審査会は、会長が招集する。 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (審査会の調査権限)
第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。 2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。	第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。 2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

改正後	改正前
3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、 <u>審査請求</u> に係る事件に 関 し、 <u>審査請求人</u> 、 <u>参加人</u> 又は諮問実施機関（以下「 <u>審査請求人等</u> 」といふ。）にその主張を記載した書面（以下「 <u>主張書面</u> 」といふ。）又は資料の提出を求める事、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。	4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、 <u>不服申立て</u> に係る事件に 関 し、 <u>不服申立人</u> 、 <u>参加人</u> 又は諮問実施機関（以下「 <u>不服申立人等</u> 」といふ。）に <u>意見書</u> 又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。
(意見の陳述)	(意見の陳述)
第28条 審査会は、 <u>審査請求人等</u> から申立てがあったときは、当該 <u>審査請求人等</u> に口頭で意見述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	第28条 審査会は、 <u>不服申立人等</u> から申立てがあったときは、当該 <u>不服申立人等</u> に口頭で意見述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
2 前項本文の場合においては、 <u>審査請求人</u> 又は <u>参加人</u> は、審査会の許可を得て、 <u>補佐人</u> とともに出頭することができる。	2 前項本文の場合においては、 <u>不服申立人</u> 又は <u>参加人</u> は、審査会の許可を得て、 <u>補佐人</u> とともに出頭することができる。
(主張書面等の提出)	(意見書等の提出)
第29条 <u>審査請求人等</u> は、審査会に対し、 <u>主張書面</u> 又は資料を提出することができる。ただし、審査会が <u>主張書面</u> 又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	第29条 <u>不服申立人等</u> は、審査会に対し、 <u>意見書</u> 又は資料を提出することができる。ただし、審査会が <u>意見書</u> 又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(委員による調査手続)	(委員による調査手続)
第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項の規定による <u>審査請求人等</u> の意見の陳述を聽かせることができる。	第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項の規定による <u>不服申立人等</u> の意見の陳述を聽かせることができる。
(提出資料の写しの送付等)	(提出資料の閲覧)
第31条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（ <u>電磁的記録</u> （電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ	第31条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された <u>意見書</u> 又は資料の閲覧（ <u>電磁的記録</u> にあっては、記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

改正後	改正前
とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。次項において同じ。）にあっては、記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。	
2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された <u>主張書面</u> 又は資料の閲覧（ <u>電磁的記録</u> にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。	第31条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された <u>意見書</u> 又は資料の閲覧（ <u>電磁的記録</u> にあっては、記録された事項を記載した書面）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	
4 審査会は、第2項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	2 審査会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)	(調査審議手続の非公開)
第32条 審査会の行う <u>審査請求</u> に係る調査審議の手続は、公開しない。（答申書の送付等）	第32条 審査会の行う <u>不服申立て</u> に係る調査審議の手続は、公開しない。（答申書の送付等）
第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。（庶務）	第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを <u>不服申立人</u> 及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。（庶務）
第34条 審査会の庶務は、総務部において処理する。（委任）	第34条 審査会の庶務は、総務部において処理する。（委任）
第35条 第23条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。	第35条 第23条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

改正後	改正前
<p>附 則 略 <u>附 則 (平成28年条例第 1号)</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 盛岡市情報公開条例第11条各項の決定（以下「行政文書開示決定等」という。）又は同条例第5条の規定による行政文書の開示の請求（以下「行政文書開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政文書開示決定等又はこの条例の施行前にされた行政文書開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	附 則 略

【第2条】盛岡市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市個人情報保護条例 盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護 第1節 適正な取扱いの確保（第4条～第10条） 第2節 開示（第11条～第25条） 第3節 訂正（第26条～第33条） 第4節 利用停止（第34条～第39条） 第5節 審査請求（第39条の2～第42条）</p> <p>第3章 附属機関 第1節 盛岡市個人情報保護審査会（第43条～第55条） 第2節 盛岡市個人情報保護審議会（第56条～第61条）</p> <p>第4章 雜則（第62条～第66条） 第5章 罰則（第67条～第72条） 附則 第1章 総則 第1条 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれ</p>	<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号 改正 略</p> <p>盛岡市個人情報保護条例 盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護 第1節 適正な取扱いの確保（第4条～第10条） 第2節 開示（第11条～第25条） 第3節 訂正（第26条～第33条） 第4節 利用停止（第34条～第39条） 第5節 不服申立て（第40条～第42条）</p> <p>第3章 附属機関 第1節 盛岡市個人情報保護審査会（第43条～第55条） 第2節 盛岡市個人情報保護審議会（第56条～第61条）</p> <p>第4章 雜則（第62条～第66条） 第5章 罰則（第67条～第72条） 附則 第1章 総則 第1条 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれ</p>

改正後	改正前
る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。	(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。
(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。 <u>第51条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）</u> であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。 <u>以下同じ。）</u> であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの	イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
第3条 略	第3条 略
第2章 実施機関が保有する個人情報の保護	第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
第1節から第4節まで 略	第1節から第4節まで 略
第5節 審査請求	第5節 不服申立て
（審査員の指名等の適用除外）	
第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政	

改正後	改正前
<u>不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u>	
（審査会への諮問等）	（審査会への諮問等）
第40条 開示決定等、訂正決定等、 <u>利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求</u> があったときは、当該審査請求に対する裁決_____をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく盛岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。	第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく盛岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。	(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。	(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。	(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。	(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えなければならない。	

改正後	改正前
<p>3 第1項の規定により諮詢をした実施機関（以下「諮詢実施機関」という。）は、同項の規定による諮詢に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決_____をしなければならない。</p> <p>（諮詢をした旨の通知）</p> <p>第41条 訒問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決_____（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>2 前項の規定により諮詢をした実施機関（以下「諮詢実施機関」という。）は、同項の規定による諮詢に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>（諮詢をした旨の通知）</p> <p>第41条 訒問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立て人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
<p>第3章 附屬機関</p> <p>第1節 盛岡市個人情報保護審査会</p> <p>（設置）</p> <p>第43条 第40条第1項の規定による諮詢に応じ審査請求について調査審査するため、市長の附屬機関として盛岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>第3章 附屬機関</p> <p>第1節 盛岡市個人情報保護審査会</p> <p>（設置）</p> <p>第43条 第40条第1項の規定による諮詢に応じ不服申立てについて調査審査するため、市長の附屬機関として盛岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第44条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>（会長）</p> <p>第45条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第46条 審査会は、市長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第47条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p>	<p>（組織）</p> <p>第44条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>4 委員は、職務上知ことができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>（会長）</p> <p>第45条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第46条 審査会は、市長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第47条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p>

改正後	改正前
2 詮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく行政文書の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。	2 詮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく行政文書の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。
3 審査会は、必要があると認めるときは、詮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	3 審査会は、必要があると認めるときは、詮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
4 第1項及び前項に定めるものほか、審査会は、 <u>審査請求</u> に係る事件に 関 し、 <u>審査請求人</u> 、参加人又は詮問実施機関（以下「 <u>審査請求人等</u> 」といふ。）に <u>その主張を記載した書面</u> （以下「 <u>主張書面</u> 」といふ。）又は資料の提出を求める事、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めてことその他必要な調査をすることができる。	4 第1項及び前項に定めるものほか、審査会は、 <u>不服申立て</u> に係る事件に 関 し、 <u>不服申立人</u> 、参加人又は詮問実施機関（以下「 <u>不服申立人等</u> 」といふ。）に <u>意見書</u> 又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めてことその他必要な調査をすることができる。
(意見の陳述)	(意見の陳述)
第48条 審査会は、 <u>審査請求人等</u> から申立てがあったときは、当該 <u>審査請求人等</u> に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。	第48条 審査会は、 <u>不服申立人等</u> から申立てがあったときは、当該 <u>不服申立人等</u> に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
2 前項本文の場合においては、 <u>審査請求人</u> 又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。	2 前項本文の場合においては、 <u>不服申立人</u> 又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。
(主張書面等の提出)	(意見書等の提出)
第49条 <u>審査請求人等</u> は、審査会に対し、 <u>主張書面</u> 又は資料を提出することができる。ただし、審査会が <u>主張書面</u> 又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	第49条 <u>不服申立人等</u> は、審査会に対し、 <u>意見書</u> 又は資料を提出することができる。ただし、審査会が <u>意見書</u> 又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(委員による調査手続)	(委員による調査手続)
第50条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第47条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第48条第1項の規定による <u>審査請求人等</u> の意見の陳述を聽かせることができる。	第50条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第47条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第48条第1項の規定による <u>不服申立人等</u> の意見の陳述を聽かせることができる。
(提出資料の写しの送付等)	(提出資料の閲覧)
第51条 審査会は、第47条第3項若しくは第4項又は第49条の規定による主	

改正後	改正前
<u>主張書面</u> 又は資料の提出があったときは、当該 <u>主張書面</u> 又は資料の写し（ <u>磁的記録</u> （電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。次項において同じ。））にあっては、記録された事項を記載した書面）を当該 <u>主張書面</u> 又は資料を提出した <u>審査請求人等</u> 以外の <u>審査請求人等</u> に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他の正当な理由があるときは、これに応じるよう努めなければならない。	
2 審査会は、審査会に提出された <u>主張書面</u> 又は資料について <u>審査請求人等</u> から閲覧（ <u>磁的記録</u> にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（閲覧））の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他の正当な理由があるときは除き、これに応じるよう努めなければならない。	第51条 審査会は、審査会に提出された <u>意見書</u> 又は資料について <u>不服申立人等</u> から閲覧（ <u>磁的記録</u> にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（閲覧））の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他の正当な理由があるときは除き、これに応じるよう努めなければならない。
3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る <u>主張書面</u> 又は資料を提出した <u>審査請求人等</u> の意見を聽かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	
4 審査会は、第2項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	2 審査会は、 <u>前項</u> の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)	(調査審議手続の非公開)
第52条 審査会の行う <u>審査請求</u> に係る調査審議の手続は、公開しない。（答申書の送付等）	第52条 審査会の行う <u>不服申立て</u> に係る調査審議の手続は、公開しない。（答申書の送付等）
第53条 審査会は、詮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。（庶務）	第53条 審査会は、詮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを <u>不服申立人</u> 及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。（庶務）
第54条 審査会の庶務は、総務部において処理する。（会長への委任）	第54条 審査会の庶務は、総務部において処理する。（会長への委任）
第55条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に 関 し必要な事項は、会	第55条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に 関 し必要な事項は、会

改正後	改正前
長が審査会に諮って定める。 第2節 略 第4章 雜則 (適用除外)	長が審査会に諮って定める。 第2節 略 第4章 雜則 (適用除外)
第62条 次に掲げる個人情報については、第2章の規定は、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報 (2) 統計法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報 (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報	第62条 次に掲げる個人情報については、第2章の規定は、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報 (2) 統計法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報 (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
2 刑の執行に関する事項を記録する個人情報については、第2章第2節から第5節までの規定は、適用しない。 (苦情の処理)	2 刑の執行に関する事項を記録する個人情報については、第2章第2節から第5節までの規定は、適用しない。 (苦情の処理)
第63条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう必要な措置を講じなければならぬ。 (実施状況の公表)	第63条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう必要な措置を講じなければならぬ。 (実施状況の公表)
第64条 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (出資法人)	第64条 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (出資法人)
第65条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (委任)	第65条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (委任)
第66条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。	第66条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

改正後	改正前
第5章 略 附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第1号）</u> 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 3 盛岡市個人情報保護条例第17条各項の決定、同条例第29条各項の決定若しくは同条例第37条各項の決定（以下「個人情報開示決定等」という。）又は同条例第11条第1項の規定による開示の請求、同条例第26条第1項の規定による訂正の請求若しくは同条例第34条第1項若しくは同条例第31条の2第1項の規定による利用停止の請求（以下「個人情報開示請求等」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた個人情報開示決定等又はこの条例の施行前にされた個人情報開示請求等に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。	第5章 略 附 則 略

議案第 21 号

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の改正に伴い、任命権者が市長に報告しなければならない事項を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 任命権者が市長に対して報告しなければならない事項に次に掲げる事項を加える。

ア 人事評価の状況

イ 休業の状況

ウ 退職管理の状況

(2) 任命権者が市長に対して報告しなければならない事項から勤務成績の評定の状況を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第6号 改正 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を定めるものとする。 (任命権者の報告の時期) 第2条 任命権者は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 任免及び人数の状況 (2) 人事評価の状況 (3) 給与の状況 (4) 効務時間その他の勤務条件の状況 (5) 休業の状況 (6) 分限及び懲戒処分の状況 (7) 服務の状況 (8) 退職管理の状況 (9) 研修_____の状況 (10) 福祉及び利益の保護の状況</p>	<p>○盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第6号 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に關し必要な事項を定めるものとする。 (任命権者の報告の時期) 第2条 任命権者は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 任免及び人数の状況 (2) 給与の状況 (3) 効務時間その他の勤務条件の状況 (4) 分限及び懲戒処分の状況 (5) 服務の状況 (6) 研修及び勤務成績の評定の状況 (7) 福祉及び利益の保護の状況</p>

改正後	改正前
<p>(11) その他市民が必要と認める事項 (公平委員会の報告の時期) 第4条 公平委員会は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 (公平委員会の報告事項)</p>	<p>(18) その他市民が必要と認める事項 (公平委員会の報告の時期) 第4条 公平委員会は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 (公平委員会の報告事項)</p>
<p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。 (1) 職員の給与、効務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 職員に対する不利益な処分に関する不服申立ての状況 (3) 職員の苦情の処理の状況 (公表の時期) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。 (公表の方法)</p>	<p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。 (1) 職員の給与、効務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 職員に対する不利益な処分に関する不服申立ての状況 (3) 職員の苦情の処理の状況 (公表の時期) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。 (公表の方法)</p>
<p>第7条 前条の公表は、盛岡市公告式条例（平成16年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (委任)</p>	<p>第7条 前条の公表は、盛岡市公告式条例（平成16年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (委任)</p>
<p>第8条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略 附 則（平成28年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における人事行政の運営の状況の報告について適用し、平成27年度以前の年度における人事行政の運営の状況の報告については、なお従前の例による。</p>	<p>第8条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第 22 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,498（うち福祉事務所 114）	1,504（うち福祉事務所 123）	6（うち福祉事務所 9）
水道事業及び下水道事業	199	199	0
病院事業	220	220	0
議会の事務部局	15	15	0
教育委員会の事務部局	76	76	0
学校	240	234	△6
学校以外の教育機関	53	53	0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,328	2,328	0

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前																																									
○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u>			○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略																																									
第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。			第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。																																									
第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。			第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。																																									
第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。			第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>定数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td><td>1,504人</td><td>うち123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td><td>199人</td><td></td></tr> <tr> <td>病院事業</td><td>220人</td><td></td></tr> <tr> <td>議会の事務部局</td><td>15人</td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td><td>76人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td>234人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td><td>53人</td><td></td></tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td><td>6人</td><td></td></tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td><td>7人</td><td></td></tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td><td>12人</td><td></td></tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td><td>2人</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,328人</td><td></td></tr> </tbody> </table>						区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,504人	うち123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	199人		病院事業	220人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	234人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,328人	
区分	定数	備考																																										
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,504人	うち123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																										
水道事業及び下水道事業	199人																																											
病院事業	220人																																											
議会の事務部局	15人																																											
教育委員会の事務部局	76人																																											
学校	234人																																											
学校以外の教育機関	53人																																											
選挙管理委員会の事務部局	6人																																											
監査委員の事務部局	7人																																											
農業委員会の事務部局	12人																																											
公平委員会の事務部局	2人																																											
合計	2,328人																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>定数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td><td>1,498人</td><td>うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td><td>199人</td><td></td></tr> <tr> <td>病院事業</td><td>220人</td><td></td></tr> <tr> <td>議会の事務部局</td><td>15人</td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td><td>76人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td>240人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td><td>53人</td><td></td></tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td><td>6人</td><td></td></tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td><td>7人</td><td></td></tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td><td>12人</td><td></td></tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td><td>2人</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,328人</td><td></td></tr> </tbody> </table>						区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,498人	うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	199人		病院事業	220人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	240人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,328人	
区分	定数	備考																																										
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,498人	うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																										
水道事業及び下水道事業	199人																																											
病院事業	220人																																											
議会の事務部局	15人																																											
教育委員会の事務部局	76人																																											
学校	240人																																											
学校以外の教育機関	53人																																											
選挙管理委員会の事務部局	6人																																											
監査委員の事務部局	7人																																											
農業委員会の事務部局	12人																																											
公平委員会の事務部局	2人																																											
合計	2,328人																																											

改正後		改正前	
合計 2,328人		合計 2,328人	
第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。		第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。	
(1) 休職を命ぜられた職員		(1) 休職を命ぜられた職員	
(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員		(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員	
(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をするとできるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの		(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をするとできるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの	
(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの		(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの	
2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。		2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。	
第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。		第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。	
附 則 略		附 則 略	
附 則（平成28年条例第 号）			
この条例は、平成28年4月1日から施行する。			

議案第 23 号

盛岡市職員の退職管理に関する条例について

1 制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）の改正に伴い、法第38条の2 第8項及び第38条の6 第2項の規定に基づき、並びに職員の退職管理の適正を確保するため必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 次長級及び課長級の職に就いていた再就職者による依頼等の規制

法に定める規制のほか、再就職者のうち、次長級及び課長級の職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた市の執行機関の組織等の役職員に対し、契約等事務であって当該職に就いていたときの職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととする。

(2) 管理職職員であった者の再就職情報の届出義務

管理又は監督の地位にある職員の職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人（国、地方公共団体等を除く。）又は営利企業に再就職したときは、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、離職時の任命権者等に届け出なければならないこととする。

(3) 管理職職員であった者の再就職状況の報告及び公表

(2) による届出を受けた者は、当該届出を受けた事項を市長に報告し、市長は毎年度、当該報告を取りまとめ、公表するものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

2の(2)（管理職職員であった者の再就職情報の届出義務）は、平成28年4月1日以後に離職した者について適用する。

議案第 24 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給与の額並びに常勤の特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給割合の改定等をするとともに、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）の改正に伴い、級別基準職務表を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 紙料表の改定

(7) 平成27年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.25%	0.36%	0.28%

(1) 平成28年4月1日から、給料表の水準を全体として引き下げる給与制度の総合的見直しを実施し、給料月額を改定する。（第2条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	△0.80%	△0.01%	△0.75%

また、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、給料表の切替えに伴う経過措置を講ずる。（附則第6項、第7項及び第8項関係）

イ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、平成27年4月1日から、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を30万7,800円（現行30万7,000円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

ウ 地域手当の支給割合の改定

地域手当について、平成28年4月1日から支給割合を次のとおり改める。（第2条中第25条の2第1項及び第2項の改正規定関係）

(7) 東京都に所在する勤務所に勤務する職員 20%（現行18%）

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 16%（現行15%）

エ 単身赴任手当の改定

単身赴任手当について、平成28年4月1日から基礎額を3万円（現行2万3,000円）に、加算額の限度額を7万円（現行4万5,000円）に改める。（第2条中第27条第2項の改正規定関係）

オ 管理職員特別勤務手当の創設

管理職手当受給職員に対し、臨時・緊急の必要によりやむを得ず週休日、休日等又は平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に支給される手当として管理職員特別勤務手当を創設し、その内容は次のとおりとする。（第2条中第6章の次に1章を加える改正規定関係）

(7) 週休日等に勤務した場合 勤務1回につき12,000円を超えない範囲で規則で定める額

(i) 平日深夜に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円を超えない範囲で規則で定める額

カ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(7) 再任用職員以外

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6ヶ月期	期末手当 1.20	1.20	1.225
	勤勉手当 0.70	0.70	0.775
12ヶ月期	期末手当 1.35	1.40	1.375
	勤勉手当 0.70	0.85	0.775
合計	3.95	4.15	4.15

(i) 再任用職員

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6ヶ月期	期末手当 0.625	0.625	0.65
	勤勉手当 0.35	0.35	0.375
12ヶ月期	期末手当 0.775	0.825	0.80
	勤勉手当 0.35	0.40	0.375
合計	2.10	2.20	2.20

キ 地公法の改正に伴う改正

(7) 職員の職務を職務の級に分類する際に基準となるべき職務の内容を級別基準職務表に定める。（第2条中第7条及び別表第2の次に1表を加える改正規定関係）

(i) 人事評価制度の実施に伴う必要な規定の整備を行う。（第2条中第33条の5第1項の改正規定関係）

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部改正

ア 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条及び第4条中第5条の改正規定関係）

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6ヶ月期	1.40	1.40	1.55
12ヶ月期	1.55	1.70	1.55
合計	2.95	3.10	3.10

イ 地域手当の支給割合の改定

医師である地方公営企業の管理者に支給する地域手当について、平成28年4月1日から支給割合を16%（現行15%）に改める。（第4条中第9条の改正規定関係）

(3) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部改正

ア 管理職員特別勤務手当を創設するほか、必要な規定の整備を行う。（第5条中第10条の次に1条を加える改正規定及び第15条第1項の改正規定関係）

イ 地公法の改正により人事評価制度を実施することに伴う必要な規定の整備を行う。（第5条中第13条の改正規定関係）

(4) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部改正

退職手当について、平成28年4月1日から調整額を次のとおり改める。（第6条中第7条の5第1項の改正規定関係）

(7) 第1号区分 5万 9,550円（現行4万 5,850円）

(1) 第2号区分 5万 4,150円（現行4万 1,700円）

(ウ) 第3号区分 4万 3,350円（現行3万 3,350円）

(イ) 第4号区分 3万 2,500円（現行2万 5,000円）

(オ) 第5号区分 2万 7,100円（現行2万 850円）

(カ) 第6号区分 2万 1,700円（現行1万 6,700円）

また、第6区分について、これまで支給していなかった勤続24年以下の退職者に対しても、他の区分と同様、支給の対象とする。（第6条中第7条の5第4項の改正規定関係）

(5) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第7条及び第8条関係）

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6ヶ月期	1.40	1.40	1.55
12ヶ月期	1.55	1.70	1.55
合計	2.95	3.10	3.10

(6) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部改正

ア 管理職員特別勤務手当を創設するほか、必要な規定の整備を行う。（第9条中第14条の次に1条を加える改正規定及び第21条第1項の改正規定関係）

イ 地公法の改正により人事評価制度を実施することに伴う必要な規定の整備を行う。（第5条中第18条の改正規定関係）

(7) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

(7) 平成27年4月1日から給料月額を改め、その改定率を0.10%とする。（第10条中別表の改正規定関係）

(イ) 平成28年4月1日から、給与制度の総合的見直しを実施する一般職に準じ、給料月額を改め、その改定率を△1.02%とする。（第11条中別表の改正規定関係）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第10条及び第11条中第8条第2項の改正規定関係）

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.55
12月期	1.55	1.70	1.55
合計	2.95	3.10	3.10

ウ 管理職員特別勤務手当の創設に伴う改正

特定任期付職員に対して管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、必要な規定の整備を行う。（第11条中第8条及び第9条の改正規定関係）

エ 地公法の改正に伴う改正

特定任期付職員の号級を決定する際に基準となるべき職務の内容を定める。（第11条中第6条第2項及び別表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定関係）

(8) 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成21年条例第5号）の一部改正

教員の職務を職務の級に分類する際に基準となるべき職務の内容を定める。（第12条関係）

(9) 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）の一部改正

給料表の一部の級に適用していた特例（号給の増設）を廃止したことに伴い講じている経過措置について、必要な規定の整備を行う。（第13条関係）

3 施行期日

(1) 2-(1) ア(7)・イ・カ（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2) ア（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(5)（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(7) ア(7)・イ（平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。）

公布の日

(2) 2-(1) ア(1)・ウ・エ・オ・カ（平成28年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）・キ(7)、2-(2) ア（平成28年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）・イ、2-(3) ア、2-(4)、2-(5)（平成28年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(6) ア、2-(7) ア(1)・イ（平成28年度の支給割合改定に係る部分に限る。）ウ・エ、2-(8)、2-(9) 平成28年4月1日

(3) 2-(1) キ(1)、2-(3) イ、2-(6) イ 平成29年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万7,800円 田 (2) 兽医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万7,000円 田 (2) 兽医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び

改正後	改正前
第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては <u>100分の140</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「 <u>100分の140</u> 」とあるのは「 <u>100分の82.5</u> 」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては <u>100分の135</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の77.5</u> 」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

改正後	改正前
6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略	6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略
第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の85</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の10</u> を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の70</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の35</u> を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けられるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けられるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。	4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

改正後	改正前
この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 <u>第33条の6から第37条まで 略</u> <u>附 則 略</u> <u>附 則（平成28年条例第 1号）</u> <u>（施行期日等）</u>	この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 <u>第33条の6から第37条まで 略</u> <u>附 則 略</u>
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。	この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職の給与条例」という。）第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員報酬	この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

改正後		改正前	
<u>及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。</u>			
<u>（適用日前の異動者の母給の調整）</u>			
3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における母給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との横衝上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。			
<u>（給与等の内払）</u>			
4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。			
<u>（特別の事情による調整）</u>			
10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長は、他の職員との横衝上必要な調整を行うことが			

改正後		改正前																	
<u>できる。</u>																			
<u>（委任）</u>																			
11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																			
別表第1 行政職給料表（第7条関係）		別表第1 行政職給料表（第7条関係）																	
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額							
再任用職員以外の職員	1	円 139.40	円 189.40	円 226.10	円 264.90	円 292.00	円 323.00	円 368.20	円 414.60	再任用職員以外の職員	円 137.60	円 187.70	円 224.60	円 263.50	円 290.70	円 322.10	円 367.50	円 414.10	
	2	0 140.50	0 191.20	0 228.00	0 267.00	0 294.30	0 325.30	0 370.80	0 417.10		0 138.70	0 189.50	0 226.50	0 265.60	0 293.00	0 324.40	0 370.10	0 416.60	
	3	0 141.70	0 193.00	0 229.90	0 269.00	0 296.60	0 327.60	0 373.40	0 419.60		0 139.90	0 191.30	0 228.40	0 267.60	0 295.30	0 326.70	0 372.70	0 419.10	
	4	0 142.80	0 194.80	0 231.70	0 271.10	0 298.90	0 329.90	0 376.00	0 422.10		0 141.00	0 193.10	0 230.20	0 269.70	0 297.60	0 329.00	0 375.30	0 421.60	
	5	0 143.90	0 196.40	0 233.40	0 273.00	0 301.00	0 332.20	0 378.10	0 424.00		0 142.10	0 194.70	0 231.90	0 271.70	0 299.70	0 331.30	0 377.50	0 423.50	
	6	0 145.00	0 198.20	0 235.30	0 275.10	0 303.30	0 334.30	0 380.60	0 426.30		0 143.20	0 196.50	0 233.80	0 273.80	0 302.00	0 333.40	0 380.00	0 425.80	
	7	0 146.10	0 200.00	0 237.20	0 277.20	0 305.60	0 336.50	0 383.10	0 428.50		0 144.30	0 198.30	0 235.70	0 275.90	0 304.30	0 335.60	0 382.50	0 428.00	
	8	0 147.20	0 201.80	0 239.00	0 279.30	0 307.90	0 338.70	0 385.60	0 430.70		0 145.40	0 200.10	0 237.50	0 278.00	0 306.60	0 337.80	0 385.00	0 430.20	
	9	0 148.30	0 203.40	0 240.70	0 281.40	0 310.10	0 340.80	0 388.20	0 432.80		0 146.50	0 201.80	0 239.20	0 280.10	0 308.80	0 340.00	0 387.60	0 432.30	

改正後										改正前									
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	147.90	203.60	241.10	282.20	311.10	342.20	390.30	434.40	
11	151.00	207.00	244.40	285.60	314.70	345.20	393.60	437.00	0	11	149.20	205.40	242.90	284.30	313.40	344.40	393.00	436.50	
12	152.30	208.80	246.30	287.70	317.00	347.40	396.30	439.20	0	12	150.50	207.20	244.80	286.40	315.70	346.60	395.70	438.70	
13	153.60	210.40	247.90	289.80	319.20	349.40	398.70	440.90	0	13	151.80	208.80	246.50	288.50	317.90	348.60	398.20	440.50	
14	155.10	212.30	249.80	291.90	321.40	351.50	401.00	442.80	0	14	153.30	210.70	248.40	290.60	320.10	350.70	400.50	442.40	
15	156.60	214.20	251.60	294.00	323.60	353.60	403.30	444.80	0	15	154.80	212.60	250.20	292.70	322.30	352.80	402.80	444.40	
16	158.20	216.10	253.40	296.10	325.80	355.70	405.70	446.80	0	16	156.40	214.50	252.00	294.80	324.50	354.90	405.20	446.40	
17	159.50	217.80	255.00	298.00	327.80	357.50	407.60	448.70	0	17	157.70	216.30	253.70	296.80	326.60	356.80	407.10	448.30	
18	161.00	219.70	257.00	300.10	329.90	359.50	409.60	450.50	0	18	159.20	218.20	255.70	298.90	328.70	358.80	409.10	450.10	
19	162.50	221.60	259.00	302.20	332.00	361.50	411.50	452.30	0	19	160.70	220.10	257.70	301.00	330.80	360.80	411.00	451.90	
20	164.00	223.50	261.00	304.30	334.00	363.40	413.40	454.10	0	20	162.20	222.00	259.70	303.10	332.80	362.70	412.90	453.70	
21	165.40	225.20	262.90	306.20	336.10	365.50	415.00	455.90	0	21	163.60	223.70	261.60	305.20	334.90	364.80	414.80	455.50	
22	168.10	227.10	264.80	308.30	338.20	367.40	416.80	457.40	0	22	166.30	225.60	263.50	307.30	337.00	366.70	416.60	457.00	
23	170.70	229.00	266.70	310.40	340.30	369.40	418.70	458.90	0	23	168.90	227.50	265.40	309.40	339.10	368.70	418.50	458.50	

改正後										改正前									
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	171.50	229.40	267.20	311.50	341.20	370.70	420.50	460.00	
25	176.00	232.50	270.50	314.40	343.90	373.30	422.50	461.70	0	25	174.20	231.00	269.20	313.40	342.80	372.70	422.30	461.40	
26	177.70	234.30	272.40	316.50	345.90	375.30	424.00	462.90	0	26	175.90	232.80	271.10	315.50	344.80	374.70	423.80	462.70	
27	179.40	236.00	274.30	318.60	347.90	377.30	425.60	464.10	0	27	177.60	234.50	273.00	317.60	346.80	376.70	425.40	464.00	
28	181.10	237.80	276.20	320.70	349.90	379.30	427.20	465.20	0	28	179.30	236.30	274.90	319.70	348.80	378.70	427.00	465.20	
29	182.60	239.10	277.90	322.70	351.60	380.90	428.80	466.20	0	29	180.80	237.70	276.70	321.70	350.60	380.30	428.60	466.20	
30	184.40	240.60	279.80	324.80	353.50	382.70	430.10	466.90	0	30	182.60	239.20	278.60	323.80	352.50	382.10	429.90	466.90	
31	186.20	242.10	281.70	326.90	355.40	384.50	431.40	467.70	0	31	184.40	240.70	280.50	325.90	354.40	383.90	431.20	467.70	
32	187.80	243.60	283.60	329.00	357.30	386.20	432.70	468.40	0	32	186.10	242.20	282.40	328.00	356.30	385.60	432.50	468.40	
33	189.40	244.90	285.30	330.60	359.20	388.00	433.90	469.10	0	33	187.70	243.60	284.10	329.60	358.20	387.40	433.70	469.10	
34	190.90	246.40	287.20	332.60	361.00	389.40	435.20	469.90	0	34	189.20	245.10	286.00	331.60	360.00	388.80	435.00	469.90	
35	192.40	247.90	289.10	334.70	362.80	391.00	436.50	470.60	0	35	190.70	246.60	287.90	333.70	361.80	390.40	436.30	470.60	
36	193.90	249.50	291.00	336.80	364.50	392.60	437.70	471.40	0	36	192.20	248.20	289.80	335.80	363.50	392.00	437.50	471.40	
37	195.20	250.80	292.70	338.70	366.00	394.00	438.90	472.20	0	37	193.50	249.50	291.50	337.70	365.00	393.50	438.70	472.20	

改正後										改正前									
38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	194.80	251.10	293.30	339.70	366.30	394.70	439.50	472.90	0
39	197.80	254.00	296.30	342.70	368.70	396.40	440.40	473.70	0	39	196.10	252.70	295.10	341.70	367.70	395.90	440.30	473.70	0
40	199.10	255.60	298.10	344.70	370.10	397.60	441.10	474.50	0	40	197.40	254.30	296.90	343.70	369.10	397.10	441.10	474.50	0
41	200.30	257.00	299.80	346.60	371.60	398.70	441.70	475.30	0	41	198.70	255.70	298.70	345.60	370.60	398.20	441.70	475.30	0
42	201.60	258.40	301.50	348.50	372.50	399.90	442.40	476.00	0	42	200.00	257.10	300.40	347.50	371.50	399.40	442.40	476.00	0
43	202.90	259.80	303.20	350.40	373.60	401.10	443.10	476.80	0	43	201.30	258.50	302.10	349.40	372.60	400.60	443.10	476.80	0
44	204.20	261.20	304.90	352.30	374.70	402.30	443.80	477.40	0	44	202.60	259.90	303.80	351.30	373.70	401.80	443.80	477.40	0
45	205.40	262.30	306.30	353.80	375.40	403.00	444.60	478.20	0	45	203.80	261.10	305.50	352.80	374.50	402.50	444.60	478.20	0
46	206.70	263.70	308.00	355.30	376.30	403.70	445.40	479.00	0	46	205.10	262.50	307.20	354.30	375.40	403.20	445.40	479.00	0
47	208.00	265.10	309.70	356.80	377.20	404.40	446.10	480.00	0	47	206.40	263.90	308.90	355.80	376.30	403.90	446.10	480.00	0
48	209.30	266.50	311.40	358.30	378.10	405.10	446.90	481.00	0	48	207.70	265.30	310.60	357.30	377.20	404.60	446.90	481.00	0
49	210.30	267.80	312.60	360.00	379.10	405.70	447.50	482.00	0	49	208.80	266.60	311.80	359.00	378.20	405.20	447.50	482.00	0
50	211.40	269.00	314.20	360.70	379.90	406.30	448.20	483.00	0	50	209.90	267.80	313.40	359.80	379.00	405.90	448.20	483.00	0
51	212.50	270.30	315.80	361.90	380.70	407.00	449.00	484.00	0	51	211.00	269.10	315.00	361.00	379.80	406.60	449.00	484.00	0

改正後										改正前									
52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	212.10	270.40	316.60	362.00	380.60	407.30	449.80	0	0
53	214.80	272.70	319.10	363.80	382.20	408.30	450.40	0	0	53	213.30	271.50	318.30	362.90	381.30	408.00	450.40	0	0
54	215.80	273.80	320.70	364.90	382.90	409.00	451.20	0	0	54	214.30	272.70	319.90	364.00	382.00	408.70	451.20	0	0
55	216.80	275.10	322.30	365.90	383.60	409.70	452.00	0	0	55	215.30	274.00	321.50	365.00	382.70	409.40	452.00	0	0
56	217.80	276.40	323.90	367.00	384.30	410.20	452.60	0	0	56	216.30	275.30	323.10	366.10	383.40	410.00	452.60	0	0
57	218.60	277.40	325.40	367.90	384.70	410.80	453.20	0	0	57	217.10	276.40	324.60	367.00	383.90	410.60	453.20	0	0
58	219.60	278.50	326.60	368.60	385.30	411.30	454.00	0	0	58	218.10	277.50	325.80	367.70	384.50	411.20	454.00	0	0
59	220.50	279.60	327.80	369.30	386.00	411.80	454.80	0	0	59	219.00	278.60	327.00	368.40	385.20	411.80	454.80	0	0
60	221.50	280.70	329.00	370.00	386.70	412.40	455.60	0	0	60	220.00	279.70	328.20	369.10	385.90	412.40	455.60	0	0
61	222.20	281.90	329.80	370.50	387.00	412.90	456.20	0	0	61	220.80	280.90	329.00	369.60	386.30	412.90	456.20	0	0
62	223.20	282.90	330.70	371.10	387.70	413.60	0	0	0	62	221.80	281.90	329.90	370.20	387.00	413.60	0	0	0
63	224.20	283.90	331.50	371.80	388.20	414.20	0	0	0	63	222.80	282.90	330.70	370.90	387.60	414.20	0	0	0
64	225.20	284.90	332.30	372.50	388.70	414.80	0	0	0	64	223.80	283.90	331.50	371.60	388.20	414.80	0	0	0
65	225.80	285.70	333.20	372.70	389.20	415.10	0	0	0	65	224.50	284.70	332.40	371.90	388.70	415.10	0	0	0

改正後							改正前						
66	226.80	286.60	333.60	373.40	389.70	415.70	66	225.50	285.60	332.80	372.60	389.30	415.70
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
67	227.80	287.50	334.40	374.10	390.20	416.40	67	226.50	286.50	333.60	373.30	389.90	416.40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
68	228.90	288.40	335.20	374.80	390.70	416.90	68	227.60	287.40	334.40	374.00	390.50	416.90
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
69	229.70	289.40	336.00	375.10	391.10	417.40	69	228.40	288.40	335.20	374.40	390.90	417.40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
70	230.50	290.20	336.70	375.60	391.60	418.10	70	229.20	289.20	335.90	375.00	391.50	418.10
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
71	231.30	291.00	337.40	376.30	392.30	418.80	71	230.00	290.00	336.60	375.70	392.20	418.80
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
72	232.10	291.80	338.10	376.80	392.80	419.50	72	230.80	290.80	337.30	376.30	392.80	419.50
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
73	232.90	292.60	338.60	377.10	393.10	420.00	73	231.60	291.60	337.80	376.70	393.10	420.00
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
74	233.60	293.10	339.20	377.60	393.80	420.70	74	232.30	292.10	338.40	377.30	393.80	420.70
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
75	234.30	293.60	339.80	378.30	394.50	421.40	75	233.00	292.60	339.00	378.00	394.50	421.40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
76	235.00	294.10	340.40	378.80	395.00	422.10	76	233.70	293.10	339.60	378.60	395.00	422.10
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
77	235.60	294.20	340.70	379.20	395.40	422.60	77	234.40	293.20	339.90	379.00	395.40	422.60
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
78	236.40	294.60	341.20	379.60	396.10		78	235.20	293.60	340.40	379.50	396.10	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
79	237.20	294.80	341.60	380.20	396.80		79	236.00	293.80	340.80	380.10	396.80	

改正後							改正前						
80	238.00	295.20	342.10	380.60	397.50		80	236.80	294.20	341.30	380.60	397.50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
81	238.70	295.40	342.50	381.10	398.00		81	237.50	294.40	341.70	381.10	398.00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
82	239.40	295.50	343.00	381.70	398.70		82	238.20	294.60	342.20	381.70	398.70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
83	240.10	295.90	343.50	382.30	399.40		83	238.90	295.00	342.70	382.30	399.40	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
84	240.80	296.20	344.00	382.70	400.10		84	239.60	295.30	343.20	382.70	400.10	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
85	241.40	296.50	344.30	383.30	400.60		85	240.30	295.60	343.60	383.30	400.60	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
86	242.10	296.80	344.60	383.90	401.30		86	241.00	295.90	344.00	383.90	401.30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
87	242.80	297.10	345.10	384.50	402.00		87	241.70	296.20	344.50	384.50	402.00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
88	243.50	297.50	345.40	385.10	402.70		88	242.40	296.60	344.90	385.10	402.70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
89	244.10	297.80	345.60	385.80	403.20		89	243.10	296.90	345.20	385.80	403.20	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
90	244.60	298.20	345.90	386.40			90	243.60	297.30	345.60	386.40		
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
91	245.10	298.60	346.40	387.00			91	244.10	297.70	346.10	387.00		
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
92	245.60	299.00	346.70	387.60			92	244.60	298.10	346.50	387.60		
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
93	245.90	299.10	346.90	388.30			93	244.90	298.20	346.70	388.30		

改正後				改正前			
94	0	0	0	94	0	0	0
	299,30	347,20			298,50	347,10	
95	0	0	0	95	0	0	0
	299,70	347,70			298,90	347,60	
96	0	0	0	96	0	0	0
	300,10	348,00			299,30	348,00	
97	0	0	0	97	0	0	0
	300,30	348,10			299,50	348,10	
98	0	0	0	98	0	0	0
	300,60	348,60			299,80	348,60	
99	0	0	0	99	0	0	0
	301,00	349,10			300,20	349,10	
100	0	0	0	100	0	0	0
	301,40	349,40			300,60	349,40	
101	0	0	0	101	0	0	0
	301,60	349,70			300,80	349,70	
102	0	0	0	102	0	0	0
	301,90	350,10			301,10	350,10	
103	0	0	0	103	0	0	0
	302,30	350,50			301,50	350,50	
104	0	0	0	104	0	0	0
	302,60	350,90			301,80	350,90	
105	0	0	0	105	0	0	0
	302,80	351,40			302,00	351,40	
106	0	0	0	106	0	0	0
	303,10	351,80			302,30	351,80	
107	0	0	0	107	0	0	0
	303,50	352,20			302,70	352,20	

改正後				改正前			
108	0	0	0	108	0	0	0
	303,80	352,60			303,00	352,60	
109	0	0	0	109	0	0	0
	304,00	353,10			303,20	353,10	
110	0	0	0	110	0	0	0
	304,40	353,50			303,60	353,50	
111	0	0	0	111	0	0	0
	304,80	353,90			304,00	353,90	
112	0	0	0	112	0	0	0
	305,10	354,20			304,30	354,20	
113	0	0	0	113	0	0	0
	305,20	354,70			304,40	354,70	
114	0	0	0	114	0	0	0
	305,50				304,70		
115	0			115	0		
	305,80				305,00		
116	0			116	0		
	306,20				305,40		
117	0			117	0		
	306,40				305,60		
118	0			118	0		
	306,60				305,80		
119	0			119	0		
	306,70				306,10		
120	0			120	0		
	306,80				306,40		
121	0			121	0		
	306,90				306,80		

改正後										改正前									
	122	0	307,00	0	0	0	0	0	0	122	0	307,00	0	0	0	0	0	0	0
	123	0	307,30	0	0	0	0	0	0	123	0	307,30	0	0	0	0	0	0	0
	124	0	307,60	0	0	0	0	0	0	124	0	307,60	0	0	0	0	0	0	0
	125	0	308,00	0	0	0	0	0	0	125	0	308,00	0	0	0	0	0	0	0
再任用職員		185,80	213,40	257,60	277,80	293,20	319,10	361,60	395,40	再任用職員	0	185,80	213,40	257,60	277,80	293,20	319,10	361,60	395,40
		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	242,800	328,200	394,900	470,400
	2	245,300	331,300	397,800	472,700
	3	247,800	334,400	400,700	475,000
	4	250,300	337,500	403,600	477,300
	5	252,500	340,300	406,300	479,600
	6	256,300	343,600	409,100	481,800
	7	260,100	346,900	411,900	484,000
	8	263,900	350,200	414,700	486,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400

改正後					改正前				
	9	267,500	353,100	417,300	488,100				
	10	271,500	356,300	420,000	490,200				
	11	275,500	359,500	422,700	492,300				
	12	279,500	362,700	425,400	494,400				
	13	283,200	365,800	427,900	496,500				
	14	287,200	369,500	430,400	498,600				
	15	291,200	373,000	432,700	500,700				
	16	295,200	376,700	435,200	502,800				
	17	299,000	380,300	437,300	504,900				
	18	302,600	382,900	439,700	506,900				
	19	306,200	385,700	442,100	508,900				
	20	309,800	388,500	444,500	510,900				
	21	313,500	391,400	446,400	512,700				
	22	317,300	394,000	448,800	514,400				
	23	321,000	396,600	451,200	516,300				
	24	324,700	399,200	453,400	518,200				
	25	328,300	401,600	455,500	519,900				
	26	331,000	403,900	457,800	521,700				
	27	333,800	406,200	460,100	523,500				
	28	336,600	408,500	462,400	525,300				
	29	339,300	410,900	464,600	527,200				
	30	341,700	413,000	466,900	529,000				
	31	344,100	414,900	469,200	530,800				
	32	346,500	417,000	471,500	532,600				
	33	348,900	419,000	473,400	534,000				
	34	351,400	421,000	475,500	535,800				
	35	353,700	423,000	477,600	537,400				

改正後					改正前				
		356,200	425,000	479,700	539,200			354,000	423,000
		358,600	427,100	481,800	540,700			356,400	425,100
		361,000	429,100	483,600	542,300			358,800	427,100
		363,400	431,100	485,400	543,500			361,200	429,100
		365,800	433,100	487,200	545,100			363,600	431,100
		368,100	435,000	488,900	546,500			365,900	433,100
		369,600	436,800	490,700	547,900			367,400	434,900
		371,100	438,600	492,500	549,300			368,900	436,700
		372,600	440,400	494,300	550,500			370,400	438,500
		374,000	442,300	495,600	551,700			371,900	440,400
		375,300	444,100	497,300	552,700			373,300	442,200
		376,800	445,900	499,100	553,700			374,800	444,000
		378,300	447,700	500,900	554,700			376,300	445,800
		379,600	449,400	502,500	555,600			377,600	447,600
		380,600	451,000	503,800	556,500			378,600	449,300
		381,600	452,800	505,100	557,400			379,600	451,100
		382,600	454,600	506,400	558,300			380,600	452,900
		383,500	456,500	507,700	559,000			381,600	454,800
		384,400	457,700	509,000	559,900			382,500	456,000
		385,300	458,900	510,300	560,800			383,400	457,200
		386,200	460,100	511,600	561,700			384,300	458,400
		387,200	461,300	512,600	562,600			385,300	459,600
		388,100	462,300	513,300	563,500			386,200	460,600
		388,800	463,300	514,000	564,400			387,000	461,600
		389,700	464,300	514,700	564,900			387,900	462,600
		390,400	465,000	515,600	565,800			388,700	463,400
		390,900	465,700	516,300	566,700			389,200	464,100

改正後					改正前				
		391,400	466,400	517,200	567,600			389,700	464,800
		391,900	467,100	517,900	568,500			390,200	465,500
		392,200	467,800	518,800	569,400			390,500	466,200
			468,500	519,700				466,900	518,900
			469,200	520,200				467,600	519,600
			469,900	521,100				468,300	520,500
			470,400	522,000				468,800	521,400
			471,100	522,700				469,500	522,200
			471,800	523,600				470,200	523,100
			472,500	524,500				470,900	524,000
			472,800	525,300				471,300	524,800
			473,300	526,200				471,900	525,700
			474,000	527,100				472,600	526,600
			474,700	527,600				473,300	527,300
			475,000	528,400				473,700	528,100
			475,600	529,300				474,300	529,000
			476,200	530,200				474,900	529,900
			476,600	531,100				475,400	530,800
			477,200	531,900				476,000	531,600
			477,600	532,800				476,500	532,500
			478,000	533,700				477,000	533,400
			478,400	534,600				477,500	534,300
			478,700	535,400				477,900	535,100
			479,300	536,300				478,500	536,000
			479,700	537,200				478,900	536,900
			480,200	538,100				479,400	537,800
			480,700	538,900				479,900	538,600

改正後							改正前						
	92	283,800	318,000	352,500	370,600	399,700		92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
	93	284,800	318,900	353,200	370,900	400,200		93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
	94	285,800	319,600	353,700	371,400	400,700		94	284,800	319,000	353,100	371,400	400,700
	95	286,800	320,300	354,400	371,900	401,300		95	285,800	319,700	353,800	371,900	401,300
	96	287,800	320,900	354,900	372,200	401,900		96	286,800	320,300	354,400	372,200	401,900
	97	288,700	321,600	355,200	372,800	402,400		97	287,700	321,000	354,800	372,800	402,400
	98	289,500	321,900	355,500	373,300			98	288,500	321,300	355,200	373,300	
	99	290,300	322,600	356,000	373,800			99	289,300	322,000	355,700	373,800	
	100	291,200	323,300	356,300	374,300			100	290,200	322,700	356,100	374,300	
	101	292,000	323,700	356,800	374,900			101	291,000	323,100	356,600	374,900	
	102	292,800	324,300	357,100	375,400			102	291,800	323,700	357,000	375,400	
	103	293,600	324,900	357,600	375,900			103	292,600	324,300	357,500	375,900	
	104	294,400	325,500	357,900	376,300			104	293,400	324,900	357,900	376,300	
	105	295,100	325,900	358,200	376,900			105	294,100	325,300	358,200	376,900	
	106	295,600	326,400	358,700	377,400			106	294,600	325,800	358,700	377,400	
	107	296,100	326,900	359,200	377,900			107	295,100	326,300	359,200	377,900	
	108	296,600	327,400	359,500	378,400			108	295,600	326,800	359,500	378,400	
	109	296,800	327,800	360,000	379,000			109	295,800	327,200	360,000	379,000	
	110	297,200	328,200	360,500	379,500			110	296,200	327,600	360,500	379,500	
	111	297,400	328,500	361,000	380,000			111	296,400	327,900	361,000	380,000	
	112	297,800	328,900	361,500	380,500			112	296,800	328,300	361,500	380,500	
	113	298,100	329,300	362,000	381,100			113	297,100	328,700	362,000	381,100	
	114	298,200	329,700	362,500				114	297,300	329,100	362,500		
	115	298,600	330,100	363,000				115	297,700	329,500	363,000		
	116	298,900	330,400	363,400				116	298,000	329,800	363,400		
	117	299,200	330,600	363,800				117	298,300	330,000	363,800		
	118	299,500	330,900	364,300				118	298,600	330,300	364,300		

改正後							改正前						
	119	299,800	331,300	364,800				119	298,900	330,700	364,800		
	120	300,200	331,400	365,300				120	299,300	330,900	365,300		
	121	300,500	331,500	365,700				121	299,600	331,100	365,700		
	122	300,900	331,700	366,200				122	300,000	331,400	366,200		
	123	301,300	331,900	366,700				123	300,400	331,700	366,700		
	124	301,700	332,100	367,200				124	300,800	332,000	367,200		
	125	301,900	332,300	367,600				125	301,000	332,200	367,600		
	126	302,000	332,600					126	301,200	332,500			
	127	302,400	333,000					127	301,600	332,900			
	128	302,800	333,100					128	302,000	333,100			
	129	303,000	333,200					129	302,200	333,200			
	130	303,200	333,600					130	302,500	333,600			
	131	303,600	334,000					131	302,900	334,000			
	132	304,000	334,200					132	303,300	334,200			
	133	304,200	334,500					133	303,500	334,500			
	134	304,400	334,900					134	303,800	334,900			
	135	304,800	335,300					135	304,200	335,300			
	136	305,000	335,700					136	304,500	335,700			
	137	305,200	336,000					137	304,700	336,000			
	138	305,500	336,400					138	305,000	336,400			
	139	305,900	336,800					139	305,400	336,800			
	140	306,100	337,200					140	305,700	337,200			
	141	306,300	337,500					141	305,900	337,500			
	142	306,700	337,900					142	306,300	337,900			
	143	307,100	338,300					143	306,700	338,300			
	144	307,400	338,700					144	307,000	338,700			
	145	307,500	339,000					145	307,100	339,000			

改正後							改正前								
146	307,700	339,400					146	307,400	339,400						
147	307,900	339,800					147	307,700	339,800						
148	308,300	340,200					148	308,100	340,200						
149	308,500	340,500					149	308,300	340,500						
150	308,700	340,900					150	308,500	340,900						
151	309,000	341,300					151	308,800	341,300						
152	309,300	341,700					152	309,100	341,700						
153	309,700	342,000					153	309,500	342,000						
154	309,800						154	309,700							
155	310,000						155	309,900							
156	310,300						156	310,200							
157	310,600						157	310,600							
158	310,900						158	310,900							
159	311,200						159	311,200							
160	311,500						160	311,500							
161	311,900						161	311,900							
162	312,200						162	312,200							
163	312,500						163	312,500							
164	312,800						164	312,800							
165	313,200						165	313,200							
166	313,500						166	313,500							
167	313,800						167	313,800							
168	314,100						168	314,100							
169	314,500						169	314,500							
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

改正後							改正前						
備考	この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。						備考	この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。					
参考	略						参考	略					

【第2条】盛岡市職員給与支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、宿直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2)</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の<u>全て</u>の職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき_____職務の内容は、<u>級別基準職務表（別表第3）</u>の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、管理職手当、_____、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2)</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の<u>すべて</u>の職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的</u>な職務の内容は、<u>規則</u>で定める_____。</p>

改正後	改正前
<p>第8条 略</p> <p>第9条 市長は、市の行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第7条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、<u>級別基準職務表及び規則</u>で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の母給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における母給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の母給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の母給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の母給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の母給を超えて行うことができない。</p> <p>9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>第8条 略</p> <p>第9条 市長は、市の行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第7条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、<u>規則</u>で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の母給は、規則で定める母給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における母給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の母給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の母給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の母給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の母給を超えて行うことができない。</p> <p>9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>

改正後	改正前
10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。 1 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。	10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。 11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
第9条の2から第25条まで 略 第25条の2 東京都に所在する勤務所に勤務する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>100分の20</u> を乗じて得た月額の地域手当を支給する。	第9条の2から第25条まで 略 第25条の2 東京都に所在する勤務所に勤務する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>100分の18</u> を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前項の規定により地域手当を支給される場合を除き、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>100分の16</u> を乗じて得た月額の地域手当を支給する。	2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前項の規定により地域手当を支給される場合を除き、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>100分の15</u> を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 第25条の3及び第26条 略 第27条 勤務所を異にする異動又は勤務する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 第25条の3及び第26条 略 第27条 勤務所を異にする異動又は勤務する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
2 単身赴任手当の月額は、 <u>3万円</u> （規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、 <u>7万円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）	2 単身赴任手当の月額は、 <u>2万3,000円</u> （規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、 <u>4万5,000円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）

改正後	改正前
とする。 3 給料表の適用を受けない職員（第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。）、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	とする。 3 給料表の適用を受けない職員（第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。）、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第28条から第33条まで 略 第6章の2 管理職員特別勤務手当 第33条の2 次条第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 階時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく週休日又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に規則で定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の階時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第28条から第33条まで 略

改正後	改正前
(1) 前項第1号に規定する場合 同号の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）	
(2) 前項第2号に規定する場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額	
3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。	
第7章 管理職手当	第7章 管理職手当
第33条の2の2 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特徴性に基づき必要と認めるときは、管理職手当を支給することができる。	第33条の2 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特徴性に基づき必要と認めるときは、管理職手当を支給することができる。
2 管理職手当は、前項の職員の属する職務の級における最高の月給の給料月額の100分の25以内において規則の定めるところにより支給する。	2 管理職手当は、前項の職員の属する職務の級における最高の月給の給料月額の100分の25以内において規則の定めるところにより支給する。
3 管理職手当の支給については、第10条から第12条までの規定を準用する。	3 管理職手当の支給については、第10条から第12条までの規定を準用する。
4 第30条、第31条及び第32条の規定は、第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。	4 第30条、第31条及び第32条の規定は、第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。
第8章 宿日直手当	第8章 宿日直手当
第33条の3 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,800円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。	第33条の3 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,800円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。
2 前項の勤務は、第30条、第31条、第32条及び第33条の2第1項各号の勤務には含まれないものとする。	2 前項の勤務は、第30条、第31条及び第32条の勤務には含まれないものとする。
第8章の2 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当	第8章の2 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当
第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項	第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項

改正後	改正前
の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の122.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の120</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の140</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の80</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の140</u> 」とあるのは「 <u>100分の82.5</u> 」とする。
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、規則で定める。	6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、規則で定める。
第33条の4の2及び第33条の4の3 欄	第33条の4の2及び第33条の4の3 欄
第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれ	第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれ

改正後	改正前
<p>らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出半で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同</p>	<p>らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</u></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出半で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第33条の7の4まで 略</p> <p>第8章の5 単純な労務に雇用される職員の給与</p> <p>第33条の8 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、第4条に規定する給与の種類(給料の調整額、地域手当、<u>管理職員特別勤務手当及び管理職手当を除く。)</u>とする。</p> <p>2 前項の給与の基準は、職務の性質及び責任の度に基き、かつ、他の職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>第9章 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則(平成28年条例第1号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(切替施行日前の異動者の号給の調整)</p> <p>平成28年4月1日(以下「切替施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替施行日における号給については、その者が切替施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必</p>	<p>じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第33条の7の4まで 略</p> <p>第8章の5 単純な労務に雇用される職員の給与</p> <p>第33条の8 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、第4条に規定する給与の種類(給料の調整額、地域手当<u>及び管理職手当を除く。)</u>とする。</p> <p>2 前項の給与の基準は、職務の性質及び責任の度に基き、かつ、他の職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>第9章 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後		改正前	
<p>要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p>			
6 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。			
7 切替施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。			
8 切替施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。			
9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項並びに第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項の規定の適用については、第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額、盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」と、第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」とする。			

改正後		改正前																	
<p>(特別の事情による調整)</p>																			
10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長は、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。																			
(委任)																			
11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																			
別表第1 行政職給料表（第7条関係）		別表第1 行政職給料表（第7条関係）																	
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額							
再任用職員以外の職員	1	円 141.40	円 191.90	円 228.40	円 262.20	円 288.80	円 319.90	円 364.60	円 410.60	再任用職員以外の職員	円 139.40	円 189.40	円 226.10	円 264.90	円 292.00	円 323.00	円 368.20	円 414.60	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	円 142.50	円 193.70	円 230.10	円 264.30	円 291.00	円 322.10	円 367.20	円 413.00		円 140.50	円 191.20	円 228.00	円 267.00	円 294.30	円 325.30	円 370.80	円 417.10	
	4	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	円 143.70	円 195.50	円 231.60	円 266.10	円 293.30	円 324.40	円 369.70	円 415.50		円 141.70	円 193.00	円 229.90	円 269.00	円 296.60	円 327.60	円 373.40	円 419.60	
	6	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	円 144.80	円 197.40	円 233.20	円 268.20	円 295.50	円 326.60	円 372.30	円 417.90		円 142.80	円 194.80	円 231.70	円 271.10	円 298.90	円 329.90	円 376.00	円 422.10	
	8	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	円 145.90	円 199.00	円 234.70	円 270.10	円 297.60	円 328.90	円 374.40	円 419.80		円 143.90	円 196.40	円 233.40	円 273.00	円 301.00	円 332.20	円 378.10	円 424.00	
	10	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	円 147.00	円 200.80	円 236.40	円 272.00	円 299.90	円 331.00	円 377.00	円 422.20		円 145.00	円 198.20	円 235.30	円 275.10	円 303.30	円 334.30	円 380.60	円 426.30	
	12	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	円 148.10	円 202.60	円 237.90	円 274.00	円 302.20	円 333.20	円 379.30	円 424.30		円 146.10	円 200.00	円 237.20	円 277.20	円 305.60	円 336.50	円 383.10	円 428.50	
	14	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
36	196.50	247.20	287.90	333.30	360.70	388.90	433.80	467.30	0	193.90	249.50	291.00	336.80	364.50	392.60	437.70	471.40	0	
37	197.80	248.20	289.60	335.20	362.10	390.30	435.00	467.80	0	195.20	250.80	292.70	338.70	366.00	394.00	438.90	472.20	0	
38	199.10	249.60	291.30	337.10	363.40	391.50	435.80	468.40	0	196.50	252.40	294.50	340.70	367.30	395.20	439.70	472.90	0	
39	200.40	251.10	293.10	339.10	364.90	392.70	436.60	469.00	0	197.80	254.00	296.30	342.70	368.70	396.40	440.40	473.70	0	
40	201.70	252.70	294.90	341.00	366.30	393.80	437.40	469.60	0	199.10	255.60	298.10	344.70	370.10	397.60	441.10	474.50	0	
41	203.00	254.10	296.60	343.00	367.60	394.90	438.00	470.10	0	200.30	257.00	299.80	346.60	371.60	398.70	441.70	475.30	0	
42	204.30	255.50	298.40	344.90	368.50	396.10	438.70	470.60	0	201.60	258.40	301.50	348.50	372.50	399.90	442.40	476.00	0	
43	205.60	256.90	300.10	346.70	369.60	397.30	439.40	471.00	0	202.90	259.80	303.20	350.40	373.60	401.10	443.10	476.80	0	
44	206.90	258.30	301.70	348.60	370.70	398.50	440.10	471.30	0	204.20	261.20	304.90	352.30	374.70	402.30	443.80	477.40	0	
45	208.20	259.50	303.40	350.10	371.50	399.20	440.90	471.60	0	205.40	262.30	306.30	353.80	375.40	403.00	444.60	478.20	0	
46	209.50	260.80	305.10	351.50	372.40	399.90	441.70	472.00	0	206.70	263.70	308.00	355.30	376.30	403.70	445.40	479.00	0	
47	210.80	262.20	306.70	353.00	373.30	400.60	442.10	472.30	0	208.00	265.10	309.70	356.80	377.20	404.40	446.10	480.00	0	
48	212.10	263.70	308.50	354.60	374.20	401.30	442.90	472.90	0	209.30	266.50	311.40	358.30	378.10	405.10	446.90	481.00	0	
49	213.20	265.00	309.70	356.20	375.10	401.90	443.40	473.40	0	210.30	267.80	312.60	360.00	379.10	405.70	447.50	482.00	0	

改正後										改正前									
50	214.30	266.10	311.20	357.00	376.00	402.50	443.80	473.80	0	211.40	269.00	314.20	360.70	379.90	406.30	448.20	474.00	0	
51	215.30	267.40	312.70	358.20	376.80	403.00	444.20	474.20	0	212.50	270.30	315.80	361.90	380.70	407.00	449.00	475.00	0	
52	216.40	268.70	314.30	359.20	377.60	403.40	444.60	474.60	0	213.60	271.60	317.40	362.90	381.50	407.70	449.80	475.80	0	
53	217.50	269.80	315.90	360.10	378.30	403.80	445.00	475.00	0	214.80	272.70	319.10	363.80	382.20	408.30	450.40	476.40	0	
54	218.50	270.90	317.50	361.20	379.00	404.10	445.40	475.40	0	215.80	273.80	320.70	364.90	382.90	409.00	451.20	477.20	0	
55	219.50	272.20	319.10	362.10	379.70	404.40	445.80	475.80	0	216.80	275.10	322.30	365.90	383.60	409.70	452.00	478.00	0	
56	220.50	273.50	320.70	363.20	380.40	404.70	446.10	476.10	0	217.80	276.40	323.90	367.00	384.30	410.20	452.60	478.60	0	
57	221.20	274.60	322.20	364.10	380.90	405.00	446.40	476.40	0	218.60	277.40	325.40	367.90	384.70	410.80	453.20	479.20	0	
58	222.10	275.70	323.40	364.90	381.50	405.30	446.80	476.80	0	219.60	278.50	326.60	368.60	385.30	411.30	454.00	480.00	0	
59	223.00	276.80	324.60	365.60	382.10	405.60	447.10	477.10	0	220.50	279.60	327.80	369.30	386.00	411.80	454.80	481.80	0	
60	223.90	277.90	325.80	366.30	382.80	405.90	447.40	477.40	0	221.50	280.70	329.00	370.00	386.70	412.40	455.60	482.60	0	
61	224.60	279.10	326.50	366.70	383.20	406.20	447.70	477.70	0	222.20	281.90	329.80	370.50	387.00	412.90	456.20	483.20	0	
62	225.60	280.10	327.40	367.30	383.90	406.50	448.00	478.00	0	223.20	282.90	330.70	371.10	387.70	413.60	457.00	483.60	0	
63	226.50	281.00	328.20	368.00	384.50	406.80	448.40	478.40	0	224.20	283.90	331.50	371.80	388.20	414.20	458.00	484.00	0	

改正後										改正前							
64	227.40	282.00	329.00	368.70	385.10	407.10	0	0	0	225.20	284.90	332.30	372.50	388.70	414.80	0	0
65	228.10	282.80	329.90	369.00	385.50	407.40	0	0	0	225.80	285.70	333.20	372.70	389.20	415.10	0	0
66	229.00	283.70	330.30	369.70	386.10	407.70	0	0	0	226.80	286.60	333.60	373.40	389.70	415.70	0	0
67	230.00	284.40	331.10	370.40	386.70	408.00	0	0	0	227.80	287.50	334.40	374.10	390.20	416.40	0	0
68	231.10	285.30	331.90	371.10	387.40	408.30	0	0	0	228.90	288.40	335.20	374.80	390.70	416.90	0	0
69	231.90	286.40	332.70	371.40	387.80	408.50	0	0	0	229.70	289.40	336.00	375.10	391.10	417.40	0	0
70	232.60	287.20	333.40	372.00	388.30	408.80	0	0	0	230.50	290.20	336.70	375.60	391.60	418.10	0	0
71	233.30	288.00	334.10	372.70	388.80	409.10	0	0	0	231.30	291.00	337.40	376.30	392.30	418.80	0	0
72	234.10	288.80	334.80	373.30	389.40	409.50	0	0	0	232.10	291.80	338.10	376.80	392.80	419.50	0	0
73	234.90	289.60	335.30	373.60	389.70	409.70	0	0	0	232.90	292.60	338.60	377.10	393.10	420.00	0	0
74	235.60	290.10	335.90	374.20	390.10	410.00	0	0	0	233.60	293.10	339.20	377.60	393.80	420.70	0	0
75	236.30	290.50	336.40	374.90	390.50	410.30	0	0	0	234.30	293.60	339.80	378.30	394.50	421.40	0	0
76	237.00	291.00	337.00	375.50	390.90	410.50	0	0	0	235.00	294.10	340.40	378.80	395.00	422.10	0	0
77	237.70	291.10	337.30	376.00	391.20	410.70	0	0	0	235.60	294.20	340.70	379.20	395.40	422.60	0	0

改正後										改正前							
78	238.50	291.50	337.80	376.50	391.50	0	0	0	0	236.40	294.60	341.20	379.60	396.10	0	0	0
79	239.30	291.70	338.20	377.10	391.80	0	0	0	0	237.20	294.80	341.60	380.20	396.80	0	0	0
80	240.10	292.10	338.70	377.60	392.10	0	0	0	0	238.00	295.20	342.10	380.60	397.50	0	0	0
81	240.80	292.30	339.10	378.10	392.30	0	0	0	0	238.70	295.40	342.50	381.10	398.00	0	0	0
82	241.60	292.50	339.60	378.70	392.60	0	0	0	0	239.40	295.50	343.00	381.70	398.70	0	0	0
83	242.30	292.90	340.10	379.20	392.90	0	0	0	0	240.10	295.90	343.50	382.30	399.40	0	0	0
84	243.00	293.20	340.60	379.50	393.10	0	0	0	0	240.80	296.20	344.00	382.70	400.10	0	0	0
85	243.70	293.50	340.90	379.90	393.30	0	0	0	0	241.40	296.50	344.30	383.30	400.60	0	0	0
86	244.40	293.80	341.30	380.40	393.60	0	0	0	0	242.10	296.80	344.60	383.90	401.30	0	0	0
87	245.10	294.10	341.80	380.80	393.90	0	0	0	0	242.80	297.10	345.10	384.50	402.00	0	0	0
88	245.80	294.50	342.30	381.20	394.10	0	0	0	0	243.50	297.50	345.40	385.10	402.70	0	0	0
89	246.50	294.80	342.60	381.60	394.30	0	0	0	0	244.10	297.80	345.60	385.80	403.20	0	0	0
90	247.00	295.20	343.00	382.10	394.60	0	0	0	0	244.60	298.20	345.90	386.40	403.90	0	0	0
91	247.50	295.50	343.50	382.50	394.90	0	0	0	0	245.10	298.60	346.40	387.00	404.60	0	0	0

改正後							改正前						
92	248.00	295.90	343.90	382.90	395.10	0	245.60	299.00	346.70	387.60	0	0	0
93	248.30	296.00	344.10	383.20	395.30	0	245.90	299.10	346.90	388.30	0	0	0
94						296.20	344.50	383.70	395.60		299.30	347.20	0
95						296.60	345.00	384.10	395.90		299.70	347.70	0
96						297.00	345.40	384.50	396.10		300.10	348.00	0
97						297.30	345.50	384.80	396.30		300.30	348.10	0
98						297.60	346.00	385.30			300.60	348.60	0
99						298.00	346.40	385.70			301.00	349.10	0
100						298.40	346.70	386.10			301.40	349.40	0
101						298.60	347.00	386.40			301.60	349.70	0
102						298.90	347.40				301.90	350.10	0
103						299.30	347.80				302.30	350.50	0
104						299.60	348.20				302.60	350.90	0
105						299.80	348.70				302.80	351.40	0

改正後							改正前						
106						300.10	349.10				303.10	351.80	0
107						300.50	349.50				303.50	352.20	0
108						300.80	349.90				303.80	352.60	0
109						301.00	350.40				304.00	353.10	0
110						301.40	350.80				304.40	353.50	0
111						301.80	351.10				304.80	353.90	0
112						302.10	351.40				305.10	354.20	0
113						302.20	351.90				305.20	354.70	0
114						302.50					305.50		0
115						302.80					305.80		0
116						303.20					306.20		0
117						303.40					306.40		0
118						303.60					306.60		0
119						303.90					306.70		0

改正後								改正前										
	120	304.20	0						120	306.80	0							
	121	304.60	0						121	306.90	0							
	122	304.80	0						122	307.00	0							
	123	305.10	0						123	307.30	0							
	124	305.40	0						124	307.60	0							
	125	305.70	0						125	308.00	0							
再任用職員		188,20	215,90	256,30	275,90	291,10	316,70	358,80	392,20	再任用職員	185,80	213,40	257,60	277,80	293,20	319,10	361,60	395,40
再任用職員		0	0	0	0	0	0	0	0	再任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100				
	2	245,800	331,600	397,200	472,400				
	3	248,300	334,500	400,100	474,600				
	4	250,800	337,600	403,000	476,900				
	5	253,100	340,300	405,700	479,200				

職員の区分	職務の級号給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	242,800	328,200	394,900	470,400				
	2	245,300	331,300	397,800	472,700				
	3	247,800	334,400	400,700	475,000				
	4	250,300	337,500	403,600	477,300				
	5	252,500	340,300	406,300	479,600				

改正後								改正前							
	6	256,900	343,600	408,400	481,400				6	256,300	343,600	409,100	481,800		
	7	260,700	346,800	411,200	483,600				7	260,100	346,900	411,900	484,000		
	8	264,500	349,900	414,000	485,800				8	263,900	350,200	414,700	486,200		
	9	268,100	352,900	416,600	487,800				9	267,500	353,100	417,300	488,100		
	10	272,100	355,900	419,300	489,900				10	271,500	356,300	420,000	490,200		
	11	276,100	359,000	422,000	492,000				11	275,500	359,500	422,700	492,300		
	12	280,100	362,200	424,700	494,100				12	279,500	362,700	425,400	494,400		
	13	283,900	365,300	427,200	496,200				13	283,200	365,800	427,900	496,500		
	14	287,900	368,900	429,700	498,300				14	287,200	369,500	430,400	498,600		
	15	291,800	372,300	432,100	500,400				15	291,200	373,000	432,700	500,700		
	16	295,700	376,000	434,600	502,500				16	295,200	376,700	435,200	502,800		
	17	299,500	379,600	436,800	504,600				17	299,000	380,300	437,300	504,900		
	18	303,100	382,300	439,200	506,600				18	302,600	382,900	439,700	506,900		
	19	306,600	385,100	441,600	508,600				19	306,200	385,700	442,100	508,900		
	20	310,200	387,900	444,000	510,600				20	309,800	388,500	444,500	510,900		
	21	313,800	390,800	446,000	512,400				21	313,500	391,400	446,400	512,700		
	22	317,500	393,400	448,400	514,200				22	317,300	394,000	448,800	514,400		
	23	321,000	396,000	450,800	516,100				23	321,000	396,600	451,200	516,300		
	24	324,700	398,600	453,100	518,000				24	324,700	399,200	453,400	518,200		
	25	328,200	400,900	455,300	519,700				25	328,300	401,600	455,500	519,900		
	26	331,000	403,200	457,600	521,500				26	331,000	403,900	457,800	521,700		
	27	333,700	405,500	459,800	523,300				27	333,800	406,200	460,100	523,500		
	28	336,300	407,800	462,100	525,100				28	336,600	408,500	462,400	525,300		
	29	339,100	410,200	464,300	527,000				29	339,300	410,900	464,600	527,200		
	30	341,400	412,300	466,600	528,800				30	341,700	413,000	466,900	529,000		
	31	343,600	414,300	468,900	530,600				31	344,100	414,900	469,200	530,800		
	32	346,000	416,400	471,100	532,400				32	346,500	417,000	471,500	532,600		

	改正後					改正前				
33	348,400	418,500	473,100	534,000		33	348,900	419,000	473,400	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800		34	351,400	421,000	475,500	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500		35	353,700	423,000	477,600	537,400
36	355,600	424,500	479,400	539,300		36	356,200	425,000	479,700	539,200
37	358,000	426,600	481,500	540,900		37	358,600	427,100	481,800	540,700
38	360,400	428,600	483,300	542,500		38	361,000	429,100	483,600	542,300
39	362,800	430,600	485,100	543,900		39	363,400	431,100	485,400	543,500
40	365,200	432,600	486,900	545,500		40	365,800	433,100	487,200	545,100
41	367,500	434,600	488,600	547,000		41	368,100	435,000	488,900	546,500
42	368,900	436,400	490,400	548,400		42	369,600	436,800	490,700	547,900
43	370,400	438,100	492,200	549,800		43	371,100	438,600	492,500	549,300
44	371,900	439,900	494,000	551,100		44	372,600	440,400	494,300	550,500
45	373,400	441,800	495,600	552,300		45	374,000	442,300	495,600	551,700
46	374,800	443,600	497,300	553,300		46	375,300	444,100	497,300	552,700
47	376,300	445,400	499,100	554,300		47	376,800	445,900	499,100	553,700
48	377,800	447,100	500,900	555,300		48	378,300	447,700	500,900	554,700
49	379,100	448,900	502,500	556,300		49	379,600	449,400	502,500	555,600
50	380,100	450,600	503,800	557,200		50	380,600	451,000	503,800	556,500
51	381,100	452,400	505,100	558,100		51	381,600	452,800	505,100	557,400
52	382,100	454,200	506,400	559,000		52	382,600	454,600	506,400	558,300
53	383,100	456,100	507,700	559,800		53	383,500	456,500	507,700	559,000
54	384,000	457,300	509,000	560,700		54	384,400	457,700	509,000	559,900
55	384,900	458,500	510,300	561,600		55	385,300	458,900	510,300	560,800
56	385,800	459,700	511,600	562,500		56	386,200	460,100	511,600	561,700
57	386,800	460,900	512,600	563,400		57	387,200	461,300	512,600	562,600
58	387,700	461,900	513,400	564,300		58	388,100	462,300	513,300	563,500
59	388,500	462,900	514,200	565,200		59	388,800	463,300	514,000	564,400

	改正後					改正前				
60	389,300	463,900	515,000	565,900		60	389,700	464,300	514,700	564,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800		61	390,400	465,000	515,600	565,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700		62	390,900	465,700	516,300	566,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600		63	391,400	466,400	517,200	567,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500		64	391,900	467,100	517,900	568,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400		65	392,200	467,800	518,800	569,400
66		468,200	520,200			66		468,500	519,700	
67		468,900	520,900			67		469,200	520,200	
68		469,600	521,800			68		469,900	521,100	
69		470,100	522,700			69		470,400	522,000	
70		470,800	523,500			70		471,100	522,700	
71		471,500	524,400			71		471,800	523,600	
72		472,200	525,300			72		472,500	524,500	
73		472,600	526,100			73		472,800	525,300	
74		473,200	527,000			74		473,300	526,200	
75		473,900	527,900			75		474,000	527,100	
76		474,600	528,600			76		474,700	527,600	
77		475,000	529,400			77		475,000	528,400	
78		475,600	530,300			78		475,600	529,300	
79		476,200	531,200			79		476,200	530,200	
80		476,700	532,100			80		476,600	531,100	
81		477,300	532,900			81		477,200	531,900	
82		477,800	533,800			82		477,600	532,800	
83		478,300	534,700			83		478,000	533,700	
84		478,800	535,600			84		478,400	534,600	
85		479,200	536,400			85		478,700	535,400	
86		479,800	537,300			86		479,300	536,300	

改正後							改正前					
							89	278,000	311,500	346,700	366,200	393,200
							90	278,900	312,700	347,500	366,600	393,600
							91	279,900	313,900	348,300	367,200	394,100
							92	280,900	315,100	349,100	367,700	394,500
							93	281,900	315,900	349,700	368,000	394,900
							94	282,900	316,600	350,300	368,500	395,300
							95	283,800	317,300	351,000	368,900	395,800
							96	284,800	317,900	351,600	369,200	396,200
							97	285,700	318,600	352,000	369,800	396,600
							98	286,600	318,900	352,400	370,300	397,000
							99	287,200	319,600	352,900	370,800	397,500
							100	288,100	320,300	353,400	371,300	397,900
							101	288,900	320,700	353,900	371,900	398,400
							102	289,700	321,300	354,300	372,400	398,800
							103	290,500	321,900	354,800	372,900	399,300
							104	291,300	322,500	355,200	373,300	399,700
							105	292,000	322,900	355,500	373,900	400,100
							106	292,500	323,400	356,000	374,400	
							107	293,000	323,900	356,400	374,900	
							108	293,500	324,400	356,700	375,400	
							109	293,700	324,800	357,200	376,100	
							110	294,000	325,200	357,700	376,500	
							111	294,200	325,500	358,200	377,000	
							112	294,600	325,800	358,700	377,500	
							113	294,900	326,200	359,200	378,100	
							114	295,100	326,600	359,700		
							115	295,500	327,000	360,200		

改正後							改正前					
							116	295,800	327,300	360,600		
							117	296,100	327,500	361,000		
							118	296,400	327,800	361,400		
							119	296,700	328,200	361,900		
							120	297,200	328,400	362,400		
							121	297,500	328,600	362,800		
							122	297,900	328,900	363,300		
							123	298,200	329,200	363,800		
							124	298,600	329,500	364,300		
							125	298,800	329,700	364,700		
							126	299,000	330,000			
							127	299,300	330,400			
							128	299,700	330,600			
							129	299,900	330,800			
							130	300,200	331,100			
							131	300,600	331,500			
							132	301,000	331,700			
							133	301,200	332,000			
							134	301,500	332,400			
							135	301,900	332,800			
							136	302,200	333,200			
							137	302,400	333,500			
							138	302,700	333,900			
							139	303,100	334,300			
							140	303,400	334,700			
							141	303,600	335,000			
							142	304,000	335,400			

改正後							改正前						
143	304,400	335,700					143	307,100	338,300				
144	304,700	336,100					144	307,400	338,700				
145	304,800	336,400					145	307,500	339,000				
146	305,100	336,800					146	307,700	339,400				
147	305,400	337,200					147	307,900	339,800				
148	305,800	337,600					148	308,300	340,200				
149	306,000	337,900					149	308,500	340,500				
150	306,200	338,300					150	308,700	340,900				
151	306,500	338,700					151	309,000	341,300				
152	306,800	339,100					152	309,300	341,700				
153	307,200	339,400					153	309,700	342,000				
154	307,400						154	309,800					
155	307,600						155	310,000					
156	307,900						156	310,300					
157	308,200						157	310,600					
158	308,600						158	310,900					
159	308,900						159	311,200					
160	309,200						160	311,500					
161	309,600						161	311,900					
162	309,900						162	312,200					
163	310,200						163	312,500					
164	310,500						164	312,800					
165	310,900						165	313,200					
166	311,200						166	313,500					
167	311,500						167	313,800					
168	311,800						168	314,100					
169	312,200						169	314,500					

改正後							改正前						
再任用職員	236,000	256,500	263,800	274,000	290,500	327,900	再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400
備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。													
別表第3 級別基準職務表（第7条関係）													
(1) 行政職給料表級別基準職務表													
職務の級		基準となるべき職務											
1級		定型的な業務を行う職務											
2級		特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務											
3級		係長又は主任の職務											
4級		高度の知識又は経験に基づき特に困難な業務を分掌する係長の職務											
5級		課長補佐の職務											
6級		課長の職務											
7級		次長の職務											
8級		(1) 部長の職務 (2) 会計管理者の職務											
(2) 医療職給料表(1)級別基準職務表													
職務の級		基準となるべき職務											
1級		医療業務を行う職務											
2級		相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務											
3級		高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務											
4級		(1) 保健所長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務											
(3) 医療職給料表(2)級別基準職務表													

改正後		改正前
職務の級	基準となるべき職務	
1級	准看護師の職務	
2級	(1) 看護師の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 准看護師の職務	
3級	(1) 主任看護師の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 看護師の職務	
4級	(1) 主査の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 主任看護師の職務	
5級	(1) 副主幹の職務 (2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 主査の職務	
6級	主幹の職務	
参考 略		参考 略

【第3条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)	○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)
第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。	第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の155」とする。
第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 1号） (施行期日等)	第6条から第10条まで 略 附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の	

改正後	改正前
<p>給与条例」という。) 第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職の給与条例」という。)第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>(給与等の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与(盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。)、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	

【第4条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。 第6条から第8条まで 略 (給料の調整額等) 第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。 (1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額 (2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額 第10条 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の額類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の額</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。 第6条から第8条まで 略 (給料の調整額等) 第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。 (1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額 (2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額 第10条 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。) 及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p>	

【第5条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条 略 (給与の種類) 第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。 第3条から第10条まで 略 (<u>管理職員特別勤務手当</u>) 第10条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に管理者が定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日</p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条 略 (給与の種類) 第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。 第3条から第10条まで 略</p>

改正後	改正前
<u>の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合</u> (管理職手当)	
第10条の3 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職の特殊性に基づき管理者が指定するものに対して支給する。	第10条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職の特殊性に基づき管理者が指定するものに対して支給する。
第11条及び第12条 略 (奨励手当)	第11条及び第12条 略 (奨励手当)
第13条 奨励手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、 <u>その者</u> <u>のこれらの日以前における直近の人並評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。	第13条 奨励手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、 <u>これら</u> <u>のこの</u> <u>らの日以前</u> <u>における直近の</u> <u>人並評価の結果</u> <u>及び</u> <u>これらの日以前</u> <u>6月</u> <u>以内の期間</u> <u>における勤務の状況</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。
第13条の2から第14条まで 略 (特定の職員についての適用除外)	第13条の2から第14条まで 略 (特定の職員についての適用除外)
第15条 第4条 _____, 第11条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 2 第4条、第4条の2、第5条の2、第11条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。	第15条 第4条, 第4条の2(第2号に限る。), 第5条の2, 第11条及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 2 第4条、第4条の2、第5条の2、第11条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない
第16条から第20条まで 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) (施行期日等)	第16条から第20条まで 略 附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。), 第4条、第5条(盛岡市	

改正後	改正前
上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。), 第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。	

【第6条】盛岡市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第7条の4まで 略 (退職手当の調整額)</p> <p>第7条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多い</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略</p> <p>盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第7条の4まで 略 (退職手当の調整額)</p> <p>第7条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多い</p>

改正後	改正前
<p>ものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>5万9,550円</u> (2) 第2号区分 <u>5万4,150円</u> (3) 第3号区分 <u>4万3,350円</u> (4) 第4号区分 <u>3万2,500円</u> (5) 第5号区分 <u>2万7,100円</u> (6) 第6号区分 <u>2万1,700円</u> (7) 第7号区分 零</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者 _____</p> <p>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号 の規定に</p>	<p>ものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>4万5,850円</u> (2) 第2号区分 <u>4万1,700円</u> (3) 第3号区分 <u>3万3,350円</u> (4) 第4号区分 <u>2万5,000円</u> (5) 第5号区分 <u>2万850円</u> (6) 第6号区分 <u>1万6,700円</u> (7) 第7号区分 零</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者 _____</p> <p>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号 の規定に</p>

改正後	改正前
より計算した額の2分の1に相当する額	より計算した額の2分の1に相当する額
(2) 退職した者うち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零	(3) 退職した者うち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額	(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零	(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。	5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。
第7条の6から第22条まで 略	第7条の6から第22条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則 (平成28年条例第1号)	
(施行期日等)	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。	(4) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

【第7条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第1号</u> 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条2まで 略 (期末手当)	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条2まで 略 (期末手当)
第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。	第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30
第8条及び第9条 略	第8条及び第9条 略

改正後	改正前
<p>附 則 略 附 則（平成28年条例第 1号） <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職の給与条例」という。）第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 <u>（給与等の内払）</u></p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与</p>	附 則 略

改正後	改正前
<p>（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。）</p> <p>別表 略</p>	別表 略

【第8条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の155</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略

改正後	改正前
附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 1号）</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。 別表 略	附 則 略 別表 略

【第9条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 <u>平成28年3月一日条例第一号</u> 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)
第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。
2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。	2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。
3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>管理職員特別勤務手当</u> 、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤労手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。	3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当_____、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤労手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。
第3条から第14条まで 略 (管理職員特別勤務手当) <u>14条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に管理者が定める勤務をした場合 (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日	第3条から第14条まで 略

改正後	改正前
<u>の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合</u>	
第15条から第17条まで 略 (勤勉手当)	第15条から第17条まで 略 (勤勉手当)
第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、 <u>その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。	第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、_____これらの日以前6月以内の期間における <u>その者の勤務成績</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。
第19条から第20条まで 略 (特定の職員についての適用除外)	第19条から第20条まで 略 (特定の職員についての適用除外)
第21条 第4条から第6条まで _____、第16条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 2 第4条から第7条まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。	第21条 第4条から第7条（第2号に限る。）まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 2 第4条から第7条まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。
第22条から第26条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第一号） (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13	第22条から第26条まで 略 附 則 略

改正後	改正前
<p>条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p>	

【第10条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。 2 特定期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td> <td style="text-align: center;">この条例</td> <td style="text-align: center;">この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第25条の2第2項</td> <td style="text-align: center;">職員</td> <td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の4第2項</td> <td style="text-align: center;">100分の120</td> <td style="text-align: center;">100分の140</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の4第2項	100分の120	100分の140	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。 2 特定期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td> <td style="text-align: center;">この条例</td> <td style="text-align: center;">この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第25条の2第2項</td> <td style="text-align: center;">職員</td> <td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の4第2項</td> <td style="text-align: center;">100分の120</td> <td style="text-align: center;">100分の140</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の4第2項	100分の120	100分の140
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																							
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																							
第33条の4第2項	100分の120	100分の140																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																							
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																							
第33条の4第2項	100分の120	100分の140																							

改正後			改正前		
項	100分の140	100分の170	項	100分の135	100分の155
<u>第9条及び第10条 略</u>			<u>第9条及び第10条 略</u>		
<u>附 則 略</u>			<u>附 則 略</u>		
<u>附 則(平成28年条例第 号)</u>					
<u>(施行期日等)</u>					
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の額及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の額及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の額及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の額及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。					
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職の給与条例」という。）第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。					
<u>（適用日前の異動者の母給の調整）</u>					
3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異					

改正後			改正前		
<u>動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における母給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との指術上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u>					
<u>（給与等の内払）</u>					
4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。					
<u>（特別の事情による割増）</u>					
10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長は、他の職員との指術上必要な調整を行うことができる。					
<u>（委任）</u>					
<u>附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関しある重要な事項は、市長が定める。</u>					

改正後		改正前	
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	円 378,000	1	円 377,000
2	427,000	2	426,000
3	480,000	3	479,000
4	543,000	4	542,000
5	618,000	5	618,000
6	722,000	6	722,000
7	845,000	7	845,000

【第11条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。	○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表に掲げる給料表を適用する。
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は認見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する
3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。	3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。
4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。	4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
第7条 略 (給与条例の適用除外等)	第7条 略 (給与条例の適用除外等)
第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、	第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、

改正後			改正前		
第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。			第3章、第3章の3、第6章_____、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）
第25条の2第2項	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の2第1項		
第33条の4第2項	100分の122.5 100分の137.5	100分の155 100分の155	第33条の4第2項	100分の120 100分の140	100分の140 100分の170

(上下水道局企業職員給与条例等の適用除外等)

第9条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号。以下「上下水道局企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」と

第9条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号。以下「上下水道局企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」と

改正後			改正前		
いう。）第4条、第5条、第7条、第11条から第13条まで、第14条の2第2号、第15条及び第18条の規定については、特定任期付企業職員には適用しない。			いう。）第4条、第5条、第7条、第11条から第13条まで_____、第15条及び第18条の規定については、特定任期付企業職員には適用しない。		
2 特定期付企業職員に係る上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び第10条の2（第2号を除く。）並びに市立病院企業職員給与条例第2条第3項及び第14条の2（第2号を除く。）の規定の適用については、上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び市立病院企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、上下水道局企業職員給与条例第10条の2及び市立病院企業職員給与条例第14条の2中「職員が」とあるのは「職員及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員が」とする。			2 特定期付企業職員に係る上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び市立病院企業職員給与条例第2条第3項の規定の適用については、		
第10条 略 附 則 附 則（平成28年条例第 1号） (施行期日等)			「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と		
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。 (給料の切替えに伴う経過措置)		する。			
6 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、そ			第10条 略 附 則		

改正後	改正前
の者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	
7 切替施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける職員との横衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。	
8 切替施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との横衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。	
9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項並びに第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項の規定の適用については、第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額、盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」と、第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」とする。 (特別の事情による調整)	改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項並びに第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項の規定の適用については、第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額、盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」とする。 (特別の事情による調整)
10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長は、他の職員との横衡上必要な調整を行うことができる。	

改正後	改正前																																
<u>(委任)</u> 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																																	
別表 第(6条関係)																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">円 374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">423,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">475,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">537,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">612,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">715,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">836,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 374,000	2	423,000	3	475,000	4	537,000	5	612,000	6	715,000	7	836,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">円 378,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">480,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">543,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">618,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">722,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">845,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 378,000	2	427,000	3	480,000	4	543,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000
号給	給料月額																																
1	円 374,000																																
2	423,000																																
3	475,000																																
4	537,000																																
5	612,000																																
6	715,000																																
7	836,000																																
号給	給料月額																																
1	円 378,000																																
2	427,000																																
3	480,000																																
4	543,000																																
5	618,000																																
6	722,000																																
7	845,000																																
別表第2 (第6条関係)																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7</td> <td style="padding: 2px;">極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	号給	基準となるべき職務	1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務	2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務	3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者																	
号給	基準となるべき職務																																
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務																																
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務																																
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務																																
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務																																
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者																																

改正後	改正前
<p>がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要な ものに従事する職務</p>	

【第12条】盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市的一般職の職員の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p>○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

改正後	改正前								
<p><u>附 則 (平成28年条例第 1号抄)</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>養護教諭又は講師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>教諭又は養護教諭の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>園長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となるべき職務	1級	養護教諭又は講師の職務	2級	教諭又は養護教諭の職務	3級	園長の職務	
職務の級	基準となるべき職務								
1級	養護教諭又は講師の職務								
2級	教諭又は養護教諭の職務								
3級	園長の職務								

【第13条】盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> <u>附 則（平成26年条例第54号）</u> 附則第1項から第8項まで 略 9 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特例適用職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める特例適用職員を除く。）には、給料月額のほか、切替施行日から平成28年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額に100分の100を乗じて得た額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては平成28年3月31日に受けている給料月額（その額が現に受ける給料月額を超えない場合は、現に受ける給料月額）と切替施行日の前日において受けている給料月額との差額に相当する額（以下「経過措置額」という。）に100分の70を乗じて得た額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては経過措置額に100分の40を乗じて得た額を給料として支給する。 附則第10項から第14項まで 略 <u>附 則（平成28年条例第 1号）</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>附 則（平成26年条例第54号）</u> 附則第1項から第8項まで 略 9 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特例適用職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める特例適用職員を除く。）には、給料月額のほか、 <u>その差額に相当する額に、切替施行日から平成28年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては</u> <u>100分の40を乗じて得た額を給料として支給する。</u> 附則第10項から第14項まで 略

改正後	改正前
5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。	

議案第 25 号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第 274号）の改正に伴い、常勤の職員の例に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。以下同じ。）が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改める。
- (2) 休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>目次及び第1条から第24条まで 略 附 則 第1条から第3条の2まで 略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 40%;">厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）</td> <td style="width: 30%;">0.73</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73	<p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略</p> <p>目次及び第1条から第24条まで 略 附 則 第1条から第3条の2まで 略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 40%;">厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）</td> <td style="width: 30%;">0.73</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73					
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73					

改正後	改正前
<p>及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） (以下略)</p> <p>障害補償年金</p> <p>遺族補償年金</p>	<p>及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） (以下略)</p> <p>障害補償年金</p> <p>遺族補償年金</p>
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p> <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） (以下略)</p>	<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p> <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） (以下略)</p>
<p>附 則 略 附 則（平成28年条例第 1号）</p>	<p>附 則 略</p>

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の

改正後	改正前
<p>生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</p>	

財政部 市民税課

資産税課

市民部 健康保険課

保健福祉部 介護保険課

議案第 26 号

盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

申請者の利便性向上に配慮する観点から、市民税等の減免等及び介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市市税条例の一部改正

ア 市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免等に係る申請書の提出期限を、納期限までとする。（現行 納期限前 7 日）

イ 国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限を、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までとする。（現行 納期限前 7 日又は特別徴収対象年金給付の支払の日前 7 日）

(2) 盛岡市介護保険条例の一部改正

介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までとする。（現行 納期限前 7 日又は特別徴収対象年金給付の支払の日前 7 日）

3 施行期日

平成28年 4月 1日

【第1条】盛岡市市税条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 路</p> <p style="text-align: center;"><u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第45条の6まで 路</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰國した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者</p> <p>(4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者</p> <p>(5) 学生及び生徒</p> <p>(6) 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 路</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第45条の6まで 路</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰國した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者</p> <p>(4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者</p> <p>(5) 学生及び生徒</p> <p>(6) 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 納稅義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号</p> <p>(2) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第62条まで 路 (固定資産税の軽減又は免除)</p> <p>第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業若しくは土地区画整理法による土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業等」という。)の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りではない。</p> <p>(2) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p> <p>(3) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた</p>	<p>(1) 納稅義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号</p> <p>(2) 年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第62条まで 路 (固定資産税の軽減又は免除)</p> <p>第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業若しくは土地区画整理法による土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業等」という。)の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p> <p>(3) 土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた</p>

改正後	改正前
日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減額を減ずるものとする。	日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減額を減ずるものとする。
(4) 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与える金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。	(4) 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与える金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。
(5) 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。	(5) 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。
(6) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。	(6) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。
(7) 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。	(7) 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。
(8) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する固定資産（住宅用地を除く。）に対して課する固定資産税は、これを軽減する。	(8) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する固定資産（住宅用地を除く。）に対して課する固定資産税は、これを軽減する。
(9) 災害により被害を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被害	(9) 災害により被害を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被害

改正後	改正前
の程度に応じ、これを軽減又は免除する。	の程度に応じ、これを軽減又は免除する。
(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被害を受けた者が当該被害を受けた日から5年以内に再建した家屋（家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。）に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から2年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。	(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被害を受けた者が当該被害を受けた日から5年以内に再建した家屋（家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。）に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から2年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除することができる。	(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除することができる。
2 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格	(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格	(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
(4) 債却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格	(4) 債却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
(5) 軽減又は免除を受けようとする事由	(5) 軽減又は免除を受けようとする事由
3 第1項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第63条の2から第80条まで 路 （軽自動車税の減免）	第63条の2から第80条まで 路 （軽自動車税の減免）
第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。	第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。

改正後	改正前
2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。	2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 <u>7日</u> までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
(1) 軽自動車等の種別	(1) 軽自動車等の種別
(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
(3) 主たる定置場	(3) 主たる定置場
(4) 原動機の型式	(4) 原動機の型式
(5) 原動機の総排気量又は定格出力	(5) 原動機の総排気量又は定格出力
(6) 用途	(6) 用途
(7) 形状	(7) 形状
(8) 車両番号又は標識番号	(8) 車両番号又は標識番号
(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項	(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項
3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （身体障害者等に対する軽自動車税の減免）	3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （身体障害者等に対する軽自動車税の減免）
第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。	第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。
(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限	(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限

改正後	改正前
る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）	る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）
(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。	2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 <u>7日</u> までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。
(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係	(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢	(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係	(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交	(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交

改正後	改正前
付年月日、障害名及び障害の程度	付年月日、障害名及び障害の程度
(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件	(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件
(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的	(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。	4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。
第82条から第118条の11まで 略 (特別土地保有税の減免)	第82条から第118条の11まで 略 (特別土地保有税の減免)
第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。	第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。
(1) 公益のために直接専用する土地	(1) 公益のために直接専用する土地
(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地	(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの	(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの
2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額	(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額
(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その	(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その

改正後	改正前
被保険者の状況	被保険者の状況
3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第118条の13から第149条の2まで 略 (保険税の減免)	第118条の13から第149条の2まで 略 (保険税の減免)
第150条 市長は、保険税の納稅者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納稅者の申請によって、保険税を減免することができる。	第150条 市長は、保険税の納稅者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納稅者の申請によって、保険税を減免することができる。
2 前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては納期限_____までに、特別徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日前_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 年度、納期別及び税額	(1) 年度、納期別及び税額
(2) 減免を受けようとする事由	(2) 減免を受けようとする事由
3 前2項の規定にかかわらず、市長は、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者になつたことにより、その被扶養者だつた者が国民健康保険の被保険者になつた場合は、職権で保険税を減免することができる。	3 前2項の規定にかかわらず、市長は、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者になつたことにより、その被扶養者だつた者が国民健康保険の被保険者になつた場合は、職権で保険税を減免することができる。
附 則 略 附 則（平成28年条例第1号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。	附 則 略

【第2条】盛岡市介護保険条例の新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市介護保険条例 目次及び第1条から第10条まで 略 (保険料の減免) 第11条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、保険料を減免することができる。 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあっては納期限_____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあっては特別徴収対象年金給付の支払の日_____までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を受けようとする理由 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第12条から第32条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。	○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 盛岡市介護保険条例 目次及び第1条から第10条まで 略 (保険料の減免) 第11条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、保険料を減免することができる。 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあっては納期限 <u>前7日</u> までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあっては特別徴収対象年金給付の支払の <u>日前7日</u> までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を受けようとする理由 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第12条から第32条まで 略 附 則 略

議案第 27 号

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、審査申出人の代表者等がその資格を失った場合の届出義務を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

審査申出人は、次に掲げる者がその資格を失ったときは、書面でその旨を盛岡市固定資産評価審査委員会に届け出なければならないこととする。

- (1) 審査申出人である法人その他の社団又は財団の代表者又は管理人
- (2) 共同審査申出人が互選した総代
- (3) 審査申出人の代理人

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月4日条例第48号 改正 昭和38年3月27日条例第7号 平成11年6月7日条例第33号 <u>平成28年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市固定資産評価審査委員会条例 第1条から第3条まで 略 第3節 審査の申出 (審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。</p> <p>審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p>	<p>○盛岡市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月4日条例第48号 改正 昭和38年3月27日条例第7号 平成11年6月7日条例第33号</p> <p>盛岡市固定資産評価審査委員会条例 第1条から第3条まで 略 第3節 審査の申出 (審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 審査の申出の趣旨及び理由 (3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨 (4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。 (審査申出書の受理等)</p> <p>5 条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限、その他の事項について調査をしなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、且つ、適正な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p> <p>3 法第432条第2項において準用する行政不服審査法第23条の相当の期間は、5日以内とする。</p> <p>4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に通知しなければならない。 第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し、必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p>	<p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>(審査申出書の受理等)</p> <p>第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限、その他の事項について調査をしなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、且つ、適正な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて審査申出人にその欠陥を補正せねばならない。</p> <p>4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に通知しなければならない。 第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第6条の2から第13条まで 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第6条の2から第13条まで 略 附 則 略</p>

議案第 28 号

盛岡市子ども未来基金条例について

1 制定の趣旨

市民が行う子ども及びその保護者に対する支援の促進を図ることにより、市の未来を担う子どもがより健やかに成長することができる社会の実現に資するため、子ども未来基金を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基金の積立てについて

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 運用益金の処理について

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 29 号

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴う建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）の改正により、法の用途規制においてダンスホールの用語が削除され、及びナイトクラブの属する分類が改められたことに伴い、これらの用語を引用する規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第1種特別業務地区、第2種特別業務地区、第3種特別業務地区及び特別工業地区内に建築してはならない建築物からダンスホールを除く。
- (2) 第1種特別業務地区、第2種特別業務地区、第3種特別業務地区及び特別工業地区内に建築してはならない建築物についてナイトクラブその他これに類するものが属する分類を改める。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(2) 平成28年6月23日

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市特別用途地区建築制限条例	○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号 改正 略 盛岡市特別用途地区建築制限条例
第1条 略 (建築の制限等)	第1条 略 (建築の制限等)
第2条 第1種特別業務地区内、第2種特別業務地区内、第3種特別業務地区内、第4種特別業務地区内及び特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がこれらの地区的指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。	第2条 第1種特別業務地区内、第2種特別業務地区内、第3種特別業務地区内、第4種特別業務地区内及び特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がこれらの地区的指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。
2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、盛岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。	2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、盛岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。
3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに告示しなければならない。	3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに告示しなければならない。
第3条から第5条まで 略 (罰則) 6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (2) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者	第3条から第5条まで 略 (罰則) 6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (2) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

改正後	改正前
第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。	第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。
附 則 略 <u>附 則(平成28年条例第 1号)</u>	附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項の改正規定(同項第2号の改正規定(ダンスホールに係る部分に限る。)を除く。)及び同表特別工業地区内に建築してはならない建築物の項の改正規定(同項第3号の改正規定(ダンスホールに係る部分に限る。)を除く。)は、平成28年6月23日から施行する。	
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (1) ホテル又は旅館	第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (1) ホテル又は旅館

改正後		改正前	
務地区内に建 築してはなら ない建築物	(2) キャバレー、料理店 —その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (4) 学校 (5) 病院 (6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 (7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (8) 図書館、博物館その他これらに類するもの (9) ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	務地区内に建 築してはなら ない建築物	(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (4) 学校 (5) 病院 (6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 (7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (8) 図書館、博物館その他これらに類するもの (9) ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第3種特別業 務地区内に建 築してはなら ない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 物品販売業（自動車又はその部品の販売業を除く。）を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 前号に掲げるもののほか、第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第11号に掲げるもの	第3種特別業 務地区内に建 築してはなら ない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 物品販売業（自動車又はその部品の販売業を除く。）を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 前号に掲げるもののほか、第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第11号に掲げるもの
第4種特別業 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食	第4種特別業 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食

改正後		改正前	
務地区内に建 築してはなら ない建築物	店舗、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	務地区内に建 築してはなら ない建築物	店舗、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
特別工業地区 内に建築して はならない建 築物	(1) 次に掲げる事業を営む工場 ア アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量10リットル未満のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。） イ 印刷用インキの製造 ウ 原動機を使用する塗料の吹付け エ 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（2台以下の研磨機によるものにあっては、工具研磨を除く。） オ コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの カ 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属プレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 キ 印刷用平版の研磨 ク 原動機を使用するセメント製品の製造 ケ ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの コ 木材の引割り若しくはかんな削り、裁縫、機縫、	特別工業地区 内に建築して はならない建 築物	(1) 次に掲げる事業を営む工場 ア アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量10リットル未満のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。） イ 印刷用インキの製造 ウ 原動機を使用する塗料の吹付け エ 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（2台以下の研磨機によるものにあっては、工具研磨を除く。） オ コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの カ 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属プレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 キ 印刷用平版の研磨 ク 原動機を使用するセメント製品の製造 ケ ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの コ 木材の引割り若しくはかんな削り、裁縫、機縫、

改正後		改正前	
<p>捺（ねん）糸、組ひも、締物、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>サ 製針又は石材の引割りで出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>シ 合成樹脂の射出成形加工</p> <p>ス 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>セ めっき</p> <p>ソ 原動機を使用する印刷</p> <p>タ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工</p> <p>チ タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>ツ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業</p> <p>テ がん具煙火の製造</p> <p>ト 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイeing又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付け（赤外線を用いるものを除く。）</p> <p>ナ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工</p> <p>ニ 絵具又は水性塗料の製造</p> <p>ヌ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>ネ 骨炭その他動物質炭の製造</p> <p>ノ せっけんの製造</p> <p>ハ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>ヒ 手すき紙の製造</p>		<p>捺（ねん）糸、組ひも、締物、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>サ 製針又は石材の引割りで出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>シ 合成樹脂の射出成形加工</p> <p>ス 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>セ めっき</p> <p>ソ 原動機を使用する印刷</p> <p>タ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工</p> <p>チ タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>ツ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業</p> <p>テ がん具煙火の製造</p> <p>ト 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイeing又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付け（赤外線を用いるものを除く。）</p> <p>ナ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工</p> <p>ニ 絵具又は水性塗料の製造</p> <p>ヌ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>ネ 骨炭その他動物質炭の製造</p> <p>ノ せっけんの製造</p> <p>ハ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>ヒ 手すき紙の製造</p>	

改正後		改正前	
<p>フ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>ヘ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗�虑又は漂白</p> <p>ホ 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</p> <p>マ 骨、角、きば、ひづめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨で原動機を使用するもの</p> <p>ミ 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>ム レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>メ 墨、懐炉灰又は練炭の製造</p> <p>モ 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鋳造を除く。）</p> <p>ヤ 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>ユ ガラスの製造又は砂吹き</p> <p>ヨ 金属の溶射又は砂吹き</p> <p>ラ 鉄板の波付加工</p> <p>リ ドラム缶の洗�虑又は再生</p> <p>ル スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>レ 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用す</p>		<p>フ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>ヘ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗�虑又は漂白</p> <p>ホ 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</p> <p>マ 骨、角、きば、ひづめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨で原動機を使用するもの</p> <p>ミ 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>ム レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>メ 墨、懐炉灰又は練炭の製造</p> <p>モ 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鋳造を除く。）</p> <p>ヤ 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>ユ ガラスの製造又は砂吹き</p> <p>ヨ 金属の溶射又は砂吹き</p> <p>ラ 鉄板の波付加工</p> <p>リ ドラム缶の洗�虑又は再生</p> <p>ル スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>レ 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用す</p>	

改正後		改正前	
<p>るもの</p> <p>ロ スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9に定めるもの（法別表第2（り）項第4号の規定により定めるもの（アルコール類の貯蔵又は処理に供するものを除く。）に限る。）</p> <p>(3) キャバレー、料理店 —その他これらに類するもの</p> <p>(4) 原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 劇場、映画館若しくは演芸場又はナイトクラブ —その他これに類するもの</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので次に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。）</p> <p>ア 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の建築面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）</p> <p>イ 総合的設計による1団地の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動</p>		<p>るもの</p> <p>ロ スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9に定めるもの（法別表第2（り）項第4号の規定により定めるもの（アルコール類の貯蔵又は処理に供するものを除く。）に限る。）</p> <p>(3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(4) 原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 劇場、映画館又は演芸場</p> <hr/> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので次に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。）</p> <p>ア 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の建築面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）</p> <p>イ 総合的設計による1団地の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動</p>	

改正後		改正前	
<p>車庫の用途に供する工作物の建築面積を加えた値が当該団地内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 観覧場又は店舗、飲食店若しくは展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分（観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>		<p>車庫の用途に供する工作物の建築面積を加えた値が当該団地内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 観覧場又は店舗、飲食店若しくは展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分（観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	

議案第 30 号

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業について、清算金の徴収事務の終了により当該事業に係る全ての事務が完了したことから、条例を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する。

3 施行期日

公布の日

議案第 31 号

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称及び道明地区土地区画整理審議会の委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 事業の施行地区に含まれる地域の名称から、向中野字畠返の全部、津志田 6 地割の一部及び津志田 9 地割の一部を削る。

(2) 道明地区土地区画整理審議会の委員の定数を次のように改める。

	改正前	改正後
委員の定数	15人	10人
委員のうち学識経験を有する者的人数	3人	2人

3 施行期日

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第9項の公告の日

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u> 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 目次、第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称) 第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。 向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 向中野字東道明の一部 向中野字幅の一部 <u>向中野字鶴子の一部</u> <u>津志田 4 地割の一部</u> <u>津志田 5 地割の一部</u> 飯岡新田 5 地割の一部 飯岡新田 6 地割の一部 飯岡新田 8 地割の一部 第4条から第9条まで 略 (委員の定数) 第10条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、 <u>10人</u> とする。 2 委員のうち <u>2</u> 人は、土地区画整理事業について学識経験を有する者 のうち <u>2</u> 人をもつて構成する。 この条例は、土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の公告の日から施行する。	○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号 改正 略 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 目次、第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称) 第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。 向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 向中野字東道明の一部 向中野字幅の一部 <u>向中野字鶴子の一部</u> <u>向中野字畠返の全部</u> 津志田 4 地割の一部 津志田 5 地割の一部 津志田 6 地割の一部 <u>津志田 9 地割の一部</u> 飯岡新田 5 地割の一部 飯岡新田 6 地割の一部 飯岡新田 8 地割の一部 第4条から第9条まで 略 (委員の定数) 第10条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、 <u>15人</u> とする。 2 委員のうち <u>3</u> 人は、土地区画整理事業について学識経験を有する者 のうち <u>3</u> 人をもつて構成する。

改正後	改正前
ちから選任する。 第11条から第26条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 1号）</u> この条例は、土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の公告の日から施行する。	ちから選任する。 第11条から第26条まで 略 附 則 略

上下水道部 玉山事務所
給排水課

議案第 32 号

盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

玉山区内で実施している公設浄化槽事業について、経年劣化等に伴う更新費用等の将来の市費負担を抑制するため、公設浄化槽の新規設置を終了しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 公設浄化槽の設置の申請は、平成28年3月31日までに限り行うこととする。
- (2) 附則において盛岡市公設浄化槽事業分担金条例（平成19年条例第67号）を廃止する。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(2) 平成28年4月1日

4 その他

- (1) 平成27年度までに整備済みの公設浄化槽の維持管理は、今後も市が行う。
- (2) 平成28年度以降は、浄化槽設置費補助事業の対象地域を玉山区内の公設浄化槽事業区域に拡大する予定である。

盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市公設浄化槽条例 第1条から第3条まで 略 (設置の申請等)</p> <p>第4条 事業区域内の住宅等の所有者（当該住宅等を建築しようとし、又は建築している場合にあっては、建築主）又は敷地について権原を有する者で公設浄化槽の設置を希望するものは、市長の定めるところにより、市長に設置の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>第5条から第24条まで 略 附 則</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 第4条第1項の申請は、平成28年3月31日までに限り行うことができる。</p> <p>附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 盛岡市公設浄化槽事業分担金条例（平成19年条例第67号）は、廃止する。</p>	<p>○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略</p> <p>盛岡市公設浄化槽条例 第1条から第3条まで 略 (設置の申請等)</p> <p>第4条 事業区域内の住宅等の所有者（当該住宅等を建築しようとし、又は建築している場合にあっては、建築主）又は敷地について権原を有する者で公設浄化槽の設置を希望するものは、市長の定めるところにより、市長に設置の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>第5条から第24条まで 略 附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 33 号

盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市消防団本部を盛岡中央消防署に併設するため、盛岡市消防団の位置を改めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市消防団の位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市大沢川原三丁目 3 番 5 号	盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号

3 施行期日

平成28年 6月 1 日

盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市消防団設置条例 昭和42年3月28日条例第6号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市消防団設置条例 盛岡市消防団設置条例（昭和23年条例第63号）の全部を改正する。 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市消防団</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市盛岡駅西通一丁目 27番55号</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市一円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略 附 則（平成 年条例第 号） この条例は、平成28年6月1日から施行する。</p>	名称	位置	区域	盛岡市消防団	盛岡市盛岡駅西通一丁目 27番55号	盛岡市一円	<p>○盛岡市消防団設置条例 昭和42年3月28日条例第6号 改正 略</p> <p>盛岡市消防団設置条例 盛岡市消防団設置条例（昭和23年条例第63号）の全部を改正する。 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市消防団</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市大沢川原三丁目 3番5号</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市一円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p>	名称	位置	区域	盛岡市消防団	盛岡市大沢川原三丁目 3番5号	盛岡市一円
名称	位置	区域											
盛岡市消防団	盛岡市盛岡駅西通一丁目 27番55号	盛岡市一円											
名称	位置	区域											
盛岡市消防団	盛岡市大沢川原三丁目 3番5号	盛岡市一円											

議案第 34 号

盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

1 制定の趣旨

消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正に伴い、消費生活相談体制を強化することにより消費者被害を防止し、消費者の安心及び安全を確保するため、同法第10条の2第1項の規定に基づき条例で定めることとされた、消費生活センターの組織及び運営、情報の安全管理等に関する事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 消費生活センターの組織及び運営に関する事項

ア 市長は、消費生活センターを設置したときは、次に掲げる事項を告示するものとし、これらを変更したときも同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び位置

(1) 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談への対応及び当該苦情の処理のためのあつせんを行う日及び時間

イ 消費生活センターに、次に掲げる職員を置くものとする。

(1) 消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長

(1) 消費生活センターの事務を行うために必要な職員

(1) 消費生活相談員（消費生活相談員資格試験に合格した者（当該合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者をいう。以下同じ。）

ウ 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を有していることその他の消費生活相談員の専門性に十分配慮した適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

エ 市長は、消費生活センターにおいて消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めなければならないものとする。

(2) 情報の安全管理に関する事項

市長は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 35 号

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

施設の老朽化により貸出しが困難となっていることから、築川地区振興センターの屋内運動場を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から築川地区振興センターの屋内運動場の使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																										
○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略																																										
盛岡市地区振興センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)	盛岡市地区振興センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)																																										
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。	第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。																																										
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。	2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。																																										
第9条から第19条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成28年条例第 号)</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。	第9条から第19条まで 略 附 則 略																																										
別表 (第8条関係)	別表 (第8条関係)																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">午前 9 時から</th> <th style="text-align: center;">正午 9 時まで</th> <th style="text-align: center;">午後 5 時から</th> <th style="text-align: center;">午後 9 時まで</th> <th style="text-align: center;">正午 9 時から</th> <th style="text-align: center;">午前 9 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センタ集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前 9 時から	正午 9 時まで	午後 5 時から	午後 9 時まで	正午 9 時から	午前 9 時まで	庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センタ集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">午前 9 時から</th> <th style="text-align: center;">正午 9 時まで</th> <th style="text-align: center;">午後 5 時から</th> <th style="text-align: center;">午後 9 時まで</th> <th style="text-align: center;">正午 9 時から</th> <th style="text-align: center;">午前 9 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センタ集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前 9 時から	正午 9 時まで	午後 5 時から	午後 9 時まで	正午 9 時から	午前 9 時まで	庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センタ集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
区分	午前 9 時から	正午 9 時まで	午後 5 時から	午後 9 時まで	正午 9 時から	午前 9 時まで																																					
庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																					
振興センタ集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																					
区分	午前 9 時から	正午 9 時まで	午後 5 時から	午後 9 時まで	正午 9 時から	午前 9 時まで																																					
庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																					
振興センタ集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																					

改正後							改正前								
一	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	一	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
大葛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	大葛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
中津川地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	中津川地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
錢掛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	錢掛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
築川地区振興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	築川地区振興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
上米内地区振興センター	大集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	上米内地区振興センター	大集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	中会議室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		中会議室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	中会議室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		中会議室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

改正後							改正前								
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
姫神地区振	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
興センター	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

議案第 36 号

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 廃止の内容

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員については、廃止前の盛岡市農業委員会に関する条例の規定は、なおその効力を有するものとする。

議案第 37 号

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

みたけ老人福祉センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

設置する老人福祉センターの名称及び位置

名称	位置
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号

3 施行期日

規則で定める日

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																													
○盛岡市老人福祉センター条例 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u>	昭和53年3月25日条例第17号	○盛岡市老人福祉センター条例 改正 略	昭和53年3月25日条例第17号																																																												
盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。		盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。																																																													
第1条 略 (設置)		第1条 略 (設置)																																																													
第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。		第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立背山老人福祉センター</td><td>盛岡市背山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立背山老人福祉センター	盛岡市背山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛�冈市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立背山老人福祉センター</td><td>盛岡市背山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛�冈市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立背山老人福祉センター	盛岡市背山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	
名称	位置																																																														
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																														
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																														
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																														
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																														
盛岡市立背山老人福祉センター	盛岡市背山三丁目37番7号																																																														
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																														
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																														
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																														
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																														
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																														
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																														
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																														
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																														
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																														
名称	位置																																																														
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																														
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																														
盛�冈市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																														
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																														
盛岡市立背山老人福祉センター	盛岡市背山三丁目37番7号																																																														
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																														
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																														
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																														
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																														
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																														
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																														
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																														
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																														
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																														

改正後		改正前	
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田梯14番地22	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田梯14番地22
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立社陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立社陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号		
第3条から第17条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 号）</u> この条例は、規則で定める日から施行する。		第3条から第17条まで 略 附 則 略	

議案第 38 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート3号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山三丁目アパート3号館を加える。

3 施行期日

平成28年5月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u>					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略				
盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 次、第1条及び第2条 略 (設置)					盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 次、第1条及び第2条 略 (設置)				
第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 1号） この条例は、平成28年5月1日から施行する。					第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	位置	竣工(しゆん) 工年度	戸数	構造	名称	位置	竣工(しゆん) 工年度	戸数	構造
略					略				
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁 目	平7	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁 目	平7	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁 目	平6	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁 目	平6	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建

改正後					改正前				
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁 目	平7	16（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁 目	平7	16（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁 目	平8	16	中層耐火4階 建	市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁 目	平8	16	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁 目	昭46	32	中層耐火5階 建	市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁 目	昭46	32	中層耐火5階 建
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁 目	昭47	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁 目	昭47	24	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁 目	昭48	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁 目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁 目	平28	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁 目	平27	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁 目	平27	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁 目	平26	48（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁 目	平26	48（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁 目	昭46	32（うち 身体障害 者用住宅 4）	中層耐火5階 建
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁 目	昭46	32（うち 身体障害 者用住宅 4）	中層耐火5階 建					

改正後					改正前				
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建
略					略				

議案第 39 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第3次民営化実施計画に基づき、盛岡市立みたけ保育園を平成29年4月1日から民営化しようとするものである。

なお、みたけ保育園の運営は、社会福祉法人岩手県同胞援護会が引き継ぐものである。

2 改正の内容

第3条の表からみたけ保育園の項を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																						
○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 路 <u>平成28年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 路																																																						
盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。	盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。																																																						
第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、 保育所を次表のとおり設置する。	第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、 保育所を次表のとおり設置する。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりよう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> <tr> <td>うえだ保育園</td> <td>盛岡市高松一丁目9番43号</td> </tr> <tr> <td>手代森保育園</td> <td>盛岡市手代森22地割49番地1</td> </tr> <tr> <td>見前保育園</td> <td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td> </tr> <tr> <td>永井保育園</td> <td>盛岡市永井10地割172番地</td> </tr> <tr> <td>乙部保育園</td> <td>盛岡市乙部29地割67番地2</td> </tr> <tr> <td>東見前保育園</td> <td>盛岡市東見前5地割102番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	永井保育園	盛岡市永井10地割172番地	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>みたけ保育園</td> <td>盛岡市青山三丁目37番47号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりよう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> <tr> <td>うえだ保育園</td> <td>盛岡市高松一丁目9番43号</td> </tr> <tr> <td>手代森保育園</td> <td>盛岡市手代森22地割49番地1</td> </tr> <tr> <td>見前保育園</td> <td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td> </tr> <tr> <td>永井保育園</td> <td>盛岡市永井10地割172番地</td> </tr> <tr> <td>乙部保育園</td> <td>盛岡市乙部29地割67番地2</td> </tr> <tr> <td>東見前保育園</td> <td>盛岡市東見前5地割102番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	永井保育園	盛岡市永井10地割172番地	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地
名称	位置																																																						
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																																						
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																																						
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																																						
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																																						
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																																						
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																																						
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																																						
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																																						
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																																						
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地																																																						
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																																						
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																																						
名称	位置																																																						
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																																						
みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号																																																						
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																																						
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																																						
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																																						
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																																						
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																																						
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																																						
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																																						
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																																						
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地																																																						
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																																						
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																																						
<p>附 則（平成28年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>																																																							

議案第 40 号

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

特別支援教育の推進を図る観点から、盛岡市障害児就学指導委員会の名称及び同委員会に調査審議させる事項を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員会の名称を「盛岡市教育支援委員会」に改める。
- (2) 委員会に、教育上特別な支援を必要とする就学予定者並びに児童及び生徒に対する教育上必要な支援の内容について調査審議させることとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

現在の委員を盛岡市教育支援委員会の委員に引き続き委嘱し、又は任命されたものとみなすこととする。

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市教育支援委員会条例 平成4年3月24日条例第66号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市教育支援委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 教育上特別な支援を必要とする就学予定者並びに児童及び生徒に対する教育上必要な支援の内容について調査審議させるため、教育委員会の諮問機関として盛岡市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 医師 (2) 教育職員 (3) 知識経験を有する者 (4) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>3 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>	<p>○盛岡市障害児就学指導委員会条例 平成4年3月24日条例第66号 改正 略</p> <p>盛岡市障害児就学指導委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 障害のある就学予定者並びに児童及び生徒に対する適正な就学指導について調査審議させるため、教育委員会の諮問機関として盛岡市障害児就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 医師 (2) 教育職員 (3) 知識経験を有する者 (4) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>3 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>

改正後	改正前
<p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第5条 専門的な事項を調査させるため、委員会に専門委員若干人を置く。</p> <p>2 専門委員は、教育職員及び知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に附則して定める。</p> <p>附 則 略 附 則(平成28年条例第 1号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に盛岡市障害児就学指導委員会の委員である者は、改正後の盛岡市教育支援委員会条例第2条第1項の規定により盛岡市教育支援委員会の委員に委嘱し、又は任命された者とみなし、その委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までとする。</p>	<p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第5条 専門的な事項を調査させるため、委員会に専門委員若干人を置く。</p> <p>2 専門委員は、教育職員及び知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に附則して定める。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 41 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

定員割れの状況に直面していること等の理由から、廃止を前提に平成26年度から募集を停止している盛岡市立高等学校英語科について、平成25年度の入学者が卒業する平成27年度末をもって廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第4条の表から英語科を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市立学校に関する条例 第1条から第3条まで 略 (高等学校) 第4条 高等学校を次表のとおり設置する。	○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 盛岡市立学校に関する条例 第1条から第3条まで 略 (高等学校) 第4条 高等学校を次表のとおり設置する。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">課程</th><th style="text-align: center;">学科</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立高等学校</td><td style="text-align: center;">全日制</td><td style="text-align: center;">普通科 商業科</td><td style="text-align: center;">盛岡市上太田上川原96番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	課程	学科	位置	盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科	盛岡市上太田上川原96番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">課程</th><th style="text-align: center;">学科</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立高等学校</td><td style="text-align: center;">全日制</td><td style="text-align: center;">普通科 商業科 英語科</td><td style="text-align: center;">盛岡市上太田上川原96番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	課程	学科	位置	盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科 英語科	盛岡市上太田上川原96番地
名称	課程	学科	位置														
盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科	盛岡市上太田上川原96番地														
名称	課程	学科	位置														
盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科 英語科	盛岡市上太田上川原96番地														
第5条及び第6条 略 附 則 略 <u>附 則(平成28年条例第 号)</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。	第5条及び第6条 略 附 則 略																

議案第 42 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市公共下水道基本計画を見直すに当たり、下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画 1 日最大汚水量を次のとおり改める。

	予定処理区域	計画処理人口	計画 1 日最大汚水量
改正前	8.277ヘクタール	29万 500人	16万 4,150立方メートル
改正後	6.336ヘクタール	25万 9,000人	11万 9,395立方メートル

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 第1条及び第2条 略 (経営の基本) 第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。	○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 第1条及び第2条 略 (経営の基本) 第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。	3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール</td> <td>25万9,000人</td> <td>11万9,395立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール	25万9,000人	11万9,395立方メートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール	25万9,000人	11万9,395立方メートル														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル														
第4条から第8条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 号）</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u> 別表 略	第4条から第8条まで 略 附 則 略 別表 略																